

研 究 報 告

第 18 集

(通算 第36集)

講演記録

林 良 介	アカデミックハラスメントへの適切な対応……………	1
竹 内 俊 一	岡山ネット懇の始まりと課題 ～多職種による地域連携ネットワーク～……………	31
渡 邊 洋次郎	下手くそやけどなんとか生きてるねん。 －薬物・アルコール依存症からのリカバリ－……………	53

活動記録

2022年度奈良県大学人権教育研究協議会活動報告……………	79
2022年度役員名簿……………	84

資 料 ……………	85
-----------	----

奈良県大学人権教育研究協議会

2023年8月

2022年度 奈良県大学人権教育研究協議会
記念講演会

2022年5月14日（土）
天理医療大学 オンライン開催

プロフィール

林 良介（はやし りょうすけ）

樹陽法律事務所 弁護士

略歴

京都大学法学部卒業

京都大学法科大学院修了

奈良県がん対策推進協議会委員

奈良県がん登録情報利用等審議部会部会長

専門：労働法、企業法務

アカデミックハラスメントへの適切な対応

林 良介

林：

ただ今ご紹介に預かりました、弁護士の林良介と申します。大阪の樹陽法律事務所に所属しております。本日は奈良県大学人権教育研究協議会の記念講演会ということで、『アカデミックハラスメントの諸問題』をテーマに少しお話をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

今日は「アカデミックハラスメントとは何ぞや？」ということから始まって、いろいろ話をさせていただくのですが、当事務所ではこのような案件を多く取り扱っておりますので、その経験も踏まえた上でお話をさせていただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

早速ですが、進めさせていただきます。本日のテーマでございますが、まず「アカデミックハラスメントとは何か？」と…明確の定義がない概念でありまして、これを裁判例等を参考にしてその定義、外延というのを明らかにしていきたいと考えております。次に、ケーススタディを通じてアカデミックハラスメント該当性というものを

検討していきたいと考えています。

3番目に、相談体制や対応手順等についても検討して、アカデミックハラスメントを未然に防ぐと共に、発生した場合には適切に対応するという点について、被害が拡大しないように…ということも見据えてお話をさせていただきたいと考えております。

まず早速ですが、「アカデミックハラスメント」…「アカハラ」と略されたりしますが、これはどういったものを指すのでしょうか…ということになります。早速なんですが、法律上の定義はありません。「法律上の定義がない」ということは、法律にそもそも「アカデミックハラスメント」という言葉が出て来ない、ということになります。

法律上、概念が書いてあったとしてもきちんと定義がされていないものの中にはあるんですが、このアカハラの場合、そもそも「アカハラ」という言葉自体がどの法律にも出て来ない、ということになっております。

いろいろ言われているところを見ますと、広い意味で言いますと、教職員や学生といっ

た大学の構成員…これは複数の構成員がいるわけですが、これも後でお話をさせていただくんですけれども、構成員に関するハラスメント…大学・アカデミアですね、大学だけに限った話ではないですが、アカデミアで起こるさまざまなハラスメントを、言葉を縮めて「アカハラ」と言っているのが一番広義なのだろうと思います。

そういう意味では、大学で起こったハラスメントが全てアカハラになるとすると、セクハラとかパワハラとか、さまざまなものが含まれてくる、ということになってまいります。どのようなハラスメントも、アカデミアでは起こり得るということになっています。

このハラスメントというのは、国がどれぐらい相談件数があるかの統計を取っているんですけれども、近年増加傾向にあると言われております。

法律上「アカハラ」というのは書いていないんですけれども、じゃあ何か参考になるものはないか？となった場合に、「パワーハラスメント」…いわゆる「パワハラ」というのが参考になるので、ここでご紹介させていただきたいと思います。

「パワーハラスメント」という単語も、実は法文には登場しません。「法文」というのは、法律上の条文ですね。そういうものには登場しません。登場しないんですけれども、ここに書かせていただいております、改正された労働施策総合推進法という法律

がありまして、30条の2というところにヒントがあります。

この法律というのは、大企業には既に適用されていたんですけれども、中小企業には今年の4月、先月から施行されておりました、これが施行されたことによる相談が増えているところでございます。

ちょっと法文を紹介させていただきますと、第一項…太字・大文字で書かせていただいている所なんです、「事業主は、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものによりその雇用する労働者の就業環境が害されることのないよう…」云々と、「管理上必要な措置を講じなければならない」と書いてあります。この太字で書いてあった部分なんです、「この法文の第三項を見ていただきたいんですが、「厚生労働大臣は、前二項（一項・二項）の規定に基づき事業主が講ずべき措置等に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針を定めるものとする」…「定めなければならない」と書いていまして、「厚生労働大臣はこの法律とは別に指針を作らないといけない」となっています。

その指針というのも既に策定されていて、令和2年1月15日にされています。その中の一部の引用をこの中でさせていただいているんですが、ここで「30条の2 第一項および第二項に規定する第2項に規定する事業主が職場において行われる優越的

な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、その雇用する労働者の就業環境が害されること」…これは先ほど読み上げた法律の第一項と同じなんですけれども、ここの後ろに（以下「職場におけるパワーハラスメント」という）ということで、ここに「パワーハラスメント」という言葉が出て来ます。

そういう意味で言いますと、まとめさせていただきますんですけども、職場におけるパワーハラスメントは、先ほどの文言ですが、①優越的な関係を背景とした言動であること、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものであるということ、③それによって労働者の就業環境が害されるもの、この3つの要件を全て満たすものが職場におけるパワーハラスメントだという風に、指針上は定義をされたこととなります。

実はこの指針、これだけを見てもどれがアカハラに当たるのかどうかははっきりしないので、類型化ということをしていくことになってきます。パワーハラスメントというのはこういう風に、法律ではないんですけども法律の下位の規範として使われる、指針上はこういう風に定義がされた…ということになります。

これをちょっと念頭に置いていただきつつ、アカハラの方に戻っていきたいと思うんですが、また何か参考になるものとして過去の裁判例というものをここで紹介させていただきます。ここでは「アカデミック

ハラスメント行為」という言葉が使われて、それに当たるのかどうかというのが判断された案件ではあるんですが、一部引用をさせていただきます。

「指導教授による学生に対するアカデミックハラスメント行為は…」ということで、教授が学生に対して行った行為がアカハラに当たるのか？という案件であったのでこういう特定がされているんですが、「指導者である教授が、学生の単位や卒業の認定、論文の提出の許可などについての強い権限を持つという圧倒的な優位性に基づき、学生に対して行われる暴言暴力や義務なきことを行わせるなどの理不尽な行為をいい」…ということで、この裁判例上ではこういう風にアカデミックハラスメント行為を定義していると。

あとは、「研究室の閉鎖性・密室性ゆえに発生する」といったことが書かれています。「具体的な例としては」とここでいくつか挙げた後で、最後に「学習環境を悪化させる」ということも記載されています。

そういう意味では、この裁判例ではなぜアカハラというものが発生するのかというところについて、こういうチャートで図示させていただきますと、このように示されたということになります。

まず教授…教授だけに限った話ではないんですが、強い権限を持っている圧倒的な優位性というのがアカデミアでの特徴的な要素であると。それはなぜ、どこから出てく

るのか…特に大学が顕著なんですけど、研究教育の機関として中心であるということ…未知の問題も扱っていて、誰も答えがわかかっていないことを突き詰めようとしている、というところになります。

そういう意味では、誰か他の人が「こうした方がいいんじゃないか」と言えないような分野が多分にあると。そういう意味で、研究をされている教授におかれましては、自由と自立性というのが保証されている。自分で「こうじゃないか」と思ってやってみる。そこを保証しないと、未知の問題にトライすることができない…ということが前提になっている。だからこそ、高い独立性というのでも保証されている。

非常に先端的なことをやっているのでも、研究室は閉鎖的で密室性を帯びると。傍から覗いてみても、非常に難し過ぎて何をやっているのかわからない…ということが多分にある。また、そういう未知の問題を解決しようとしていることから、非常に費用が掛かったり、研究施設というのでも独占したりというケースが生じてくるので、ますます閉鎖性・密室性が高まっていく傾向があると。

これは、研究教育機関としての大学が必然的に持っている要素の一つなんですけど、さらに教授が自分だけで完結するのではなくて、その研究を後世に伝えていかないといけない。その後進を育成して、どんどん続けていかなければいけないということで、

「後進の育成」というのも重要な業務として負っていると。非常に難しいことをしているので、教育というのでも必然的に厳しくなっていく…という構造的なものがある、ということになっております。

そういうところから、強い権限が生まれてくる、認められてくることになるんですけども、権限というものは常に濫用の危険性…それが大きければ大きいほど濫用の危険性も大きくなっていく、ということが内在されています。

そういうところが、アカデミックハラスメントを検討する上で念頭に置いておかなければならない構造的な問題だ、と言えると思います。

そこで次なんですけど、パワーハラスメントについて先ほどちょっと見させていたんだんですけども、パワーハラスメントはこういう3項目について分けているわけなんですけど、ここで見た特に「①優越的な関係」というのは、先ほど神戸地裁の判例にも「圧倒的な優位性」という似たような言葉で言われていました。また「③就業環境が害される」についても、先ほどの裁判例では「学習環境」が指摘されていたところなんです。

真ん中の「②業務上必要かつ相当な範囲」というのは、そういう言い方ではありませんでしたが、「理不尽な行為」といった言葉の中にそういうところが見えるのではないかと思います。

つまり申し上げたいこととしては、パワハラ・アカハラという部分については、非常に類似性があるという言い方ができます。

広義としては、「アカデミアで起こるいろんなハラスメントのことを“アカハラ”と呼びます」と言われていますが、狭義で見た場合に…一般的に狭義として捉えられるアカハラというのは、こういう風に教授…主に教授ということになりますが、非常に強い権限を持っていることから、パワハラ的なハラスメントが発生しやすいというところにフォーカスして、「アカハラ」が語られる場面が非常に多いので、狭義としてのアカハラというのは、「アカデミアにおけるパワハラだ」といっても良いかも知れません。

そういう意味で、パワハラのことを参照させていただいたわけですが、引き続きパワハラについてどういう議論がされているのかというのを参考に、それをアカハラに援用していきたいと考えております。

ちなみに、「②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより」というところなんですけれども、アカハラかどうかの判断基準という、先ほどの神戸地裁の裁判例の続きになるんですけれども、こういう記述がされています。「もっとも、教授は教育研究活動を行うに当たって広範な裁量を有することから、学生に対して教育・研究活動の一環として指導や注意等をするのも教授の裁量として認められ、直ちに違法であると

はいえない」…教授は指導することも業務の一つであって、そこには裁量もありますよ、ということも書かれています。

そういう意味で、裁量がある中で違法かどうかを判断する上では、下の赤字の部分ですが、「教授としての合理的、正当な指導や注意等の範囲を逸脱して学生の権利を侵害し、裁量権の範囲を明らかに逸脱、濫用したか否かという観点から判断すべきである」という記述が、実はされているところです。

法律の世界では、裁量がある場面というのは非常に多岐にわたるんですけれども、「裁量がある場面でも違法なんだ」と判断される時はどういう場合なのかと言うと、「必要性・相当性がない」と判断された場合、「裁量権の逸脱もあって違法である」という判断過程を採ることが非常に多いですので、実は先ほどのパワハラの時の「業務上必要かつ相当な範囲を超えた」というのは「裁量を超えた」ということとイコールでありまして、そういう意味でもアカハラとパワハラ判断過程についても、非常に類似性があると言えると思います。

ちなみに別の裁判例では、「人格権侵害」「社会通念上相当な方法がとられなければならない、その相当性を逸脱した場合には、違法となる」という言い方をされたりもしていて、基本的には同じことを言っております。

そういう意味で下の部分なんですけれど

も、先ほど読み上げなかったんですが、「①②③に該当するものがパワーハラスメントなんだ」ということになると、「客観的にみて、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導については、パワーハラスメントには該当しない」んだ…というところがポイントになっていまして、「どっちに当たるのか？」というのを判断する、そのための判断材料・判断方法というのをこれから議論していく…ということになります。

そういう意味で、パワハラ基準について主に…先ほど出てきた指針というものをベースに、解説をさせていただきたいと思うんですけども。ちなみにアカデミックハラスメントについては、複数の機関が独自に「こういうものですよ」と定義していたりして、例えば東京大学でも『アカデミックハラスメント防止宣言』を出していて、ここでポイントとしては「権力の濫用」と言われています。

また別に、特定非営利活動法人アカデミック・ハラスメントをなくすネットワークという、ドストレートな名前の法人があるんですけども、そこでは「研究教育に関わる優位な力関係のもとで行われる理不尽な行為」という風にかかれていて、主に教員の場合と院生や学生の場合ということで二分しています。

主にアカデミアの関係者としては、法人としての大学、院生・学生などの生徒、あ

とは教員・職員と、大きく分けると3つの構成員がいるということになって、それぞれの関係性について特殊性というのがありますので、これはまた後ほど解説させていただきたいと考えています。

ここで、この非営利活動法人が具体例としていろいろ挙げているんですけども、これはまた参考として見ておいていただければ幸いです。

まず「①優越的な関係を背景とした言動」なんですが、これはどういうものを指しているのかについて、指針では「抵抗又は拒絶することができない蓋然性が高い関係を背景として行われるもの」と書かれています。その例示として3つ挙げられていて、「職務上の地位が上位の者による言動」と言われていて、仮に地位が一緒だったらパワハラにはならないんですか？と言ったらそういうわけでもなくて、2つ目「当該言動を行う者が業務上必要な知識や豊富な経験を有していて、それがなければ業務が円滑に遂行できない」…その人に頼らなければいけないということになった場合、必然的に上位というか、優位性がそこに生まれると。その人に頼らなければならないというのが、「優位性として表れる」と言われています。あとは集団…多数が個に対して働きかけを行うことによって、優位性が生まれる…ということも言われております。

アカハラの場合で言いますと、教授＞准教授＞講師＞助教＞院生＞学部生というこ

とで、あえて簡単に><で表しましたが、
こういう序列というものがあって、よりヒ
エラルキーというものが出てきやすいのが
アカデミアの特徴になるかと思えます。

次に、「②業務上必要かつ相当な範囲を超
えた言動」ということで、ここが一番重要
で議論のある概念、要素ということになり
ます。これは、「社会通念に照らして、当該
言動が明らかに業務上必要性がないか、そ
の態様が相当でないもの」…この「明らか
に」というのは、「必要性がない」というと
ころだけじゃなくて「相当ではない」とい
うところにもかかっていきます。こういう
風に言われております。

例としては、「業務上明らかに必要性のな
い言動」「業務の目的を大きく逸脱した言
動」と書かれてあって、パワハラに当たる
のかどうか、必要性・相当性があるのかど
うかというのは判断が非常に難しいので、
一見すると必要がないようにも見えるんだ
けれども、「明らかに必要性がないとまでは
言えない」ということになれば、それは「必
要性がないとは言えない」ということで、
「パワハラ該当ではない」ということになり
ます。それは相当性も一緒でありまして、
そういう意味では裁量が言動を行う側にあ
るんだ、というところがポイントです。

ここをもう少し紐解いていきますと、必
要性・相当性というのは必要性を先に検討
し、後に相当性を判断するという判断過程
を経ます。必要性というのは、「言動を行

ました。それをする必要があったのかどう
か」を検討していくということになりまし
て、そういう意味では必要があったのかを
検討する際には「どういう目的でその言動
を行ったのですか？」というのを分析して
いくことになっていきます。

その分析を行った結果、「必要性あり」と
なれば相当性の判断に進んでいくのですが、
「そもそも必要性がなかったよね」という判
断になれば、その時点で必要性のないこと
をしたということで、違法だとなってしま
います。「必要性があった」となった場合、
相当性の判断に移っていくわけですが、
「相当性もある」ということになると、
「この要件は必要性と相当性を満たす」とい
うことになるんですが、相当性があったの
かどうかを判断する上では、当然その言動
というのは目的を達成するために行ったわ
けなので、その目的を達成するためにはど
の程度そのやり方に効果があったのかどう
か…という、目的と手段の関連性というと
ころを見て判断をしていく、ということに
なります。

そういう意味では、これは非常に抽象的
な概念なんですが、どういうことを検討し
ないといけないのかという要素については、
まず指導を受ける側の状況を具体的に見て
いかないといけない。「問題行動をとったの
で指導しないとけない」ことになってい
るはずですので、どういう問題行動をとっ
たのか、それがどの程度問題なのか、非常

に問題なのか軽微な問題なのか。

その問題行動だけにフォーカスするのではなくて、それまでに何回もやっている。1回目なのか…というそれまでの経緯とかも含めて検討していく。また、指導を受ける側の地位・属性…その人にある程度の役職があるのかどうか、みたいなのところも見ていかないといけない。もちろん態度ですね、非常に反抗的な態度を取っているみたいなのところも、いろいろ要素として見ていくことになっていきます。

行為者、言動を行った者の意図・目的も検討しないといけないんですが、これは内心の問題ですのでパッと見ではわからないということになるんですが、具体的な行為を客観的に見て、そういう言動というのは悪意があったとしか解釈できない、或いはきちんと教育する目的があったのかどうか…みたいなのところを客観的なところから見ていく、という判断過程を採ることになります。

指導の具体的な文言とか行為態様については、関連性ですね、業務との関連性を見ていかないといけない。行為者と指導を受ける側の人間関係…それまで有効な人間関係があったのかも含めて見ていかないといけないで、後は環境…指導を行った環境がどんなものであったのか、どんな状況にあったのかどうかというのも見えていかないといけない。いろんな状況を見ていかないといけない、となっております。

これはパワハラの話だったんですが、アカハラの方に援用していくと、特殊性…一番下の部分ですけれども、特に通常の会社よりも強い権限を持っていると言える…これはより注意をもって接していかないといけない、言動を行わないといけないという風に振れる要素でありまして、閉鎖性や密室性もそういうより注意を要する要素として挙げることができます。

そういう意味では、どこかに定義が書いてあるわけではなくて、私がよく使う言葉なんですけど、そういう言動を行った場合に「LHA」、Less Harassing Alternativeと言ったりしているんですけれども、よりHarassing…嫌がらせ的ではない、より刺激が強くない代替案、代替措置というのがないのかどうかを検討することが重要になっていきます。

例えばある言動が行われて、それが「アカハラなんじゃないか」と申告されました。それに対して、アカハラなのかどうかを検討しないといけないとなった場合、実際に言動を見て、「そういう言い方・やり方ではなくてもうちょっと刺激の少ない言い方があったんじゃないか」「同じ効果をもたらす上でより適切なやり方があったんじゃないか」と。やんわりとした言い方に変えることができるとしても、それによって得る効果が少なくなる場合であれば、得る効果は少ないけれども、穏便な言い方にしていただいた方が良かったんじゃないか…みたいな検

討をする、ということになります。

これは、過去を振り返ってそういうLHAがあるのかないのかを検討する場面として見たんですけれども、それは今後、今から指導が必要だと上司が感じ取って、指導をしていかなければならない場面においても有効な考え方として使えると。

つまり、「こういう風に指導しようと思うんだけど、より適切な、穏便な言い方はないかどうか」を検討した上で、あるのだったら「もちろんそっちにしておいた方がいいよね」という風に考えると、そういう場面でも使える概念だと考えております。これは、そういう考えができるという時点で下を書いてある通り、アンガーマネジメントができて、余裕が持てているということになりますので、非常に重要です。

部下がミスをしてしまいました。それを知ってカッとなってしまって、その流れでそのまま怒りをぶつけてしまうということだと、その検討ができていないまま指導をしてしまっていることになるので、それを後から振り返ったときに「もうちょっといい言い方があったよね」と振り返っても、もう言ってしまった後なので遅いということになってしまいます。

そういう意味で、そういう指導方法が適切なのかどうかを言う前に、一呼吸おいて考えることが非常に大事だ、と言えます。

最後の概念「③就業環境が害される」と

いうことについては、指針上では「当該言動により労働者が身体的又は精神的に苦痛を与えられ、労働者の就業環境が不快なものとなったため、能力の発揮に重大な悪影響が生じる等当該労働者が就業する上で看過できない程度の支障が生じること」ということで、ここではまた「重大な悪影響」だとか「看過できない程度の支障が生じる」ということが書いています。

当然指導される側としては、指導されることによって不快というか、ストレスに感じたりは当然あるわけです。…なんだけれども、それが看過できないレベルに達しているかを見ないといけない、ということです。「気分が害されたからそれはパワハラだ」ということになってしまうと、指導できないことになってしまいますので、それは困るというのが滲み出ている解説になるということです。

重要な点は、これを判断する上では「平均的な労働者の感じ方」…これは言われた側がということですが、言動を受けた側が「平均的な労働者であった」と仮定した場合、重大な悪影響を及ぼしているのか、看過できない程度の支障を生じているのか…というところを見ないといけない、という風になります。

非常に平均的な労働者よりもセンシティブで、何らかの言い方をしたんだけど、平均的な労働者だったらそこまで重く受け止めないんだけど、その人だけ特別重

大に受け止めてしまって、看過できない程度の支障が生じてしまったといった場合は、そういう場合は「その人は平均的な労働者ではなかった」ということになるので、「パワハラには当たらない」という判断になるということです。

こういう解説が指針上はなされているんですけれども、その上でただ3つの要素に切り分けたんだけど依然として抽象的でありますので、類型化をすることによってより具体的に…「こういう場合はパワハラに当たります」「こういう場合は当たらないと考えられます」ということを具体的に示すことで、企業に対して「参考にしてくださいね」というアナウンスをしていることになっていて、ここに挙げている6つの類型化をしておりますので、ここでも参考に上げたいと考えています。

まず「身体的な攻撃」ということで、(イ)(ロ)ということで該当する場合・該当しないと考えられる例ということで例示されています。殴打、足蹴り、ものを投げつける…当然ダメだということが書いてあって、該当しないと考えられる例として、「誤ってぶつかること」と指針上書かれています。基本的に言えることとしては、身体的な接触というのは極力控えた方が良く、ということになります。ただ、該当しないと考えられる例…ぶつかるつもりはなかったんだけど、誤ってぶつかってしまったという場合、過失…これも過失と言えるかど

うかということになるんですが、該当すると考えられる例については明らかに故意があるんですが、故意か過失かを判断することが一つの基準点としてある。

身体的な攻撃が…「身体的な攻撃」と認定された時点でアウトなんですけど、身体的な接触はあったんだけど、それが故意だとなってしまうと基本的にはアウトになるんですが、故意まではないというところで線が引かれる。この線をどこで引けばいいのかを検討していくことになるんですが、下の部分に書いてある通り、これは内心の話なので基本的には本人にしかわからない。わざとやっていないようにわざとやっているケースもありますので、ただそういうのは本人にしかわからないので、判断する上では、客観的に他の人から見える事実から内心を推認していく…という判断過程が裁判例でも捉えられます。

そういう意味では、他人からどう受け取られるのか…行われた言動について、振り返ってパワハラなのかどうか、アカハラなのかどうかを検討する時に、その言動を取った人以外の方が当該言動を振り返って見るという判断過程になりますので、他人がどういう風に受け取るのかというのを先じて想像する…分析した上で「これだったら故意だと受け取られないよね」という、他人の目から見たらどうなのかという視点を常に持つことも非常に大事だと。これは「身体的な攻撃」というトピックの中で申し上げ

げていますけれども、他のどの類型でも非常に大事になってくる要素になります。

「精神的な攻撃」というところで、身体的な接触はないけれども、言葉によって脅迫したり、名誉毀損したりとかいうような類型として言われておまして、いろいろ書いています。身体的な攻撃はあまりないだろうと思われませんが、口で言うことは日常でもよくある話なのでより具体化がされていると。

ここでポイントとしては、「他者の面前における大声での威圧的な叱責を繰り返す」ということで、「他者の面前で行う指導は極力避けた方がいい」というメッセージを、指針で受け取ることができる。この「指導を行う」というのは、「ミスをした。指導を行わないといけない」という当該授業に対して更生を図るために行うものですので、基本的にはその人にだけ行えばいいというのが基本的な考え方で、他の人の目の前でやる必要がそもそもないというのが基本的な考え方です。

ただし、他の人に見せることで、他の人に対しても「怒られているな。自分も怒られたくないからちゃんとしてよう」という意味で、企業・法人にとってベネフィットがあるとさえある。刑罰で言いますと、犯罪行為をしたことに対してその人に刑罰を与えることによって、その人の更生を図るという「特別予防」と言うんですけど、そういう観点から当然刑罰は必要なんですけ

ど、それを公にも明らかにする…判決というのは公表されますから、公にすることによって「こういうことをしたらこんな重い刑罰を受けるんだな」と一般大衆に向けてアナウンスすることによって、犯罪を一般的に抑止するという「一般予防」の観点からも刑罰があるとされています。

そういう意味では、指導というものにも「特別予防」「一般予防」という観点を持ち出すことができるにはできるんですけども、一般予防の観点から指導を他の人に見せつけるということは極力しない方が良く、ここから見ることができます。

該当しないと考えられる例については、赤文字にさせていただいたんですが、「一定程度強く注意すること」と2つ書いてあるんですが、「一定程度ってどの程度なの？」ということのはっきり書いていなくて、ここは悩ましいところで、裁量があると…「強いのは強いかな」と後から振り返って見たときに「確かにちょっと強いんじゃないかな」という印象を受けるんだけど、でも裁量がある範囲ではあるので、著しく強いわけではないという意味では、「違法とまでは言えないかな」というレベルが…グレーゾーンと言いますか、というのがどうしても生じていて、そういう場合には「パワハラとはならない」ということもあるということなんです。

「人間関係からの切り離し」というのは、隔離とか無視とかになって、これもそんな

必要性がそもそもどこまであるのかな？という類型ではあるんですけども、該当すると考えられる例・該当しないと考えられる例が例示されているところです。仮に隔離しないといけない場面が生じたとしても、基本的には短期間なんだろうと言えます。

「過大な要求」と言われる類型…これも、業務上明らかに不要なこと、ここに「明らかに」となっていて、過大な要求だったのかどうかについても、これは非常に難しい判断過程になります。つまり、当然教育的配慮というのがありますから、「後進を育てないといけない」というアカデミアの重大な使命がありますので、そういう意味では、成長を期するためには簡単にできることばかりさせていては成長が見込めないわけで、その人の能力を前提にしつつ、能力をちょっと超えるとしても、それにあえてチャレンジさせることによって、能力の向上を図らせる…ということはあるわけですので、それもやってみないと最終的には分からない。

当然見込みは立てるわけですけど、やってみた結果「できませんでした」というケースもあるわけであって、そのように結果が出て「できませんでした」となったからと言って、過去を振り返って「そもそもそれはパワハラだよな」としてしまうと、そういうちょっと微妙な業務については、させることができないとなってしまうと、成長が見込めないということになってしまうので、「明らかに」という修飾が付いているの

はそういう理由になります。

ここはかなり難しい、アカデミアにとって非常に悩ましい部分ではあるんですけども、その人の能力を冷静に適切に分析できているところがやはり重要になってくることになります。

逆に過小な要求については、認定された場合は「嫌がらせで…」ということになってしまうわけですが、本来だったらもっと複雑な業務ができるのに、簡単な業務ばかりさせているとなった場合、内心…なぜそういう業務ばかりさせていたのかということについての必要性をまずは見ると。判断過程としては必要性を見るわけですが、必要性が仮にあるのかなのかを見る上では、どの程度…本来だったらこの人はここまでできるはずなのに、そこから著しく乖離している、誰でも簡単にできるような業務を与えているということで、差が大きくなってくと、それだけで「必要性も相当性もない」という判断に大きく振れることになります。

そういう意味では、過小な要求なのかについては、言動を行った人の目的…なぜそこに就けたのかが重要視されることになるんですけども、やはり客観的なところから推認することになっていく…と言えます。

「個の侵害」というのは、簡単に言ったらプライバシー侵害ということになってきます。昨今プライバシー保護が非常に重要視されていますので、そういうプライバシー

に立ち入るといふ部分についてはもちろん、同意を得ておいた方がよいというのを基本的なスタンスにさせていただけると幸いです。

以上、パワハラについて類型化の部分…指針をベースにしつつ話をさせていただいて、基本的に今申し上げたことは、アカハラにも該当する、援用できる話になってまいります。それを前提にしつつ、「アカハラの構図」ということで、より複雑な部分について見ていきたいと思ひます。

図示しますと、大学という法人、その中にいる学生という構成員、教員という構成員がいます。①は教員が別の教員に対してアカハラをする場面もあれば、教員が学生に対してアカハラを行う場面があります。そういうアカハラというのが発生した場合、アカハラを受けた教員或いは学生が、赤い矢印ですが大学に対して訴えを提起する、請求をしていくという場面がある。

その前に、そもそも誰が一番悪いことをしたのかと言うとアカハラをした教員ということになりますので、青い矢印…その当の本人である教員に対して請求をしていく…という場面も当然あります。

緑の矢印は、大学が教員に対して労働契約があるわけですが、それに対してどういう措置を取る必要があるのかという観点から見た場合の矢印になっていて、それぞれを見ていきたいと思ひます。

これが今申し上げた点ですが、続けていきますと、まず前提として、繰り返しにな

りますが、「指導自体は必要なものなんだ」ということがそもそものスタートで、これが難しさの根源ということになります。つまり、セクハラとパワハラはよく対比されるのですが、セクハラというのはそもそもやってはダメ、必要性がない。「なぜそんなことをする必要はあるの?」ということからして、そもそもダメな行為と言われるのですが、アカハラ・パワハラの部分については、指導自体はそもそも必要なので、「指導はしたんだけどその程度を超えていて、アカハラ・パワハラレベルになってしまいました」ということになってくるので、簡単に違法だと断ってしまうことができない、というところに難しさがあります。

そういうところからして、必要性・相当性を見ていくということになって、動機・目的の把握というのは必要性の把握、合理性を欠くのではないかというのが相当性の把握・分析ということになってまいります。

ここに「典型例の認識」と書かせていただいたのが、「こういうようなやりとりの場面でよくアカハラというのが問題になります」というのを念頭に置いていただけるだけでも一定の意味がある、という風になります。

青なんですけれども、先ほどの図ですが、アカハラ行為をした当の教員に対する訴えということになりまして、「当該教員に対する不法行為に基づく損害賠償請求」が考えられる、ということになります。つまり教

員間には契約関係がありません。教員と生徒の間にも契約関係はありません。なので、そこに請求権が発生するというのは、民法上は不法行為だということになります。「やってはいけないことをやった」ということで、不法行為に基づく損害賠償請求をすることになっていくんですが、私立の大学の場合は当該教員に対する請求は可能とされている一方で、国公立大学の場合は、認めた裁判例もあるんですけども、法律が民法ではなく国家賠償法という別の法律の適用になりまして、その場合当の本人は責任の対象にならず、法人・大学が責任主体になるとなっておりますので、基本的には負わないとなっているんですが、なぜ私立と国公立でここまで差が生じてしまうのかというところで、批判も多いところであります。

赤は大学に対する請求になりますが、「国賠請求」というのが国公立大学に対する請求になります。「損害賠償請求」が私立大学ということで、これはそれぞれに契約があります。生徒の場合は大学との間に在学契約というのがあるので、その契約から導かれる生徒に対する教育・研究環境への配慮義務というのがあります。教員は労働契約ということで、労働者に対して労働環境・職場環境にちゃんと配慮する義務が大学にあるとなっていて、義務があるにも関わらずそれを怠った、債務不履行したということとで責任が生じるという構造です。

緑は大学が教員に対する矢印として観念しているものですが、大学がきちんとアカハラに対する教育・研修をしていなかった場合…という観点で見た場合です。つまり、大学としてアカハラ防止規程を制定したりだとか、ガイドラインを作ったりとか、講演会を実施したり研修を実施したりというのを日頃どれぐらいやっていますか？という観点が裁判例で見られることがある、ということなんです。

と言いますのも、この義務を怠っていたことによって、先ほど冒頭から出ている神戸地裁では、教授に対する損害賠償請求は認められたのですが、それだけではなく大学に対しても損害賠償義務というのが発生した…という案件になっていて、つまりアカハラをしていた教授を大学がきちんと対処していなかった、野放しにしていたというところで義務違反が認められたということになりますので、そういう研修とかもきちんと行っておかないといけないと。

また裁判になったときに、「大学としてどういう措置を講じていたんですか？」と…結果としては発生してしまっているんだけど、「大学としてはここまでのことをやっていたんです」と言えると、責任が否定される方向に振れるということになっているので、こういう措置を日頃からしていることが非常に重要になっているということです。

ここまで、「アカハラとは何ぞや？」とい

うことを、パワハラをベースにしつつ解説をさせていただいたんですけれども、それを前提にしてケーススタディということで、ちょっと簡単な例にはなってしまうんですけれども、議論をしていきたいと考えております。

早速なんですけど、「微妙なケースだな」と自分で作りながら思った案件で、「無意識アカハラ」とタイトルを付けたのですが…。

とても教育熱心な教授が、院生の修士論文について、「そんなデータではとてもではないが論文審査は通らない」と言った。教授は、院生を励ますつもりであった。ただ、その院生はショックを受け、大学に来なくなりました。

この案件が院生の方から、「私はアカハラを受けました」と大学に知れることになったと…そういうケースを設定しています。これはアカハラになるのでしょうか？…非常に情報量が少ないですし、微妙な案件と既に言っていますので、「微妙なんだろうな」と皆様は想像していただいていると思うんですけれども、そもそも論なんですけれども、「教育熱心な教授」と書いてあったりするわけなんです。この「教育熱心だ」というのは何を含意しているかという、次のスライドなんですけど、教授に加害の意図はない。「嫌がらせで言ったわけではなくて、生徒のためを思って言ったんだ」という意味を含んでおります。

ただし、「そんなことが何でわかるの？」

というところがそもそもの問題、ということに気づいていただきたいんですね。それは、教授自体が発言しているので発言自体を捉えないといけないわけですけど、その発言をもって教授が「私には加害の意図がなかったんです。生徒を傷つけるつもりはなかったんです。励ますつもりだったんです」と言うんだけれども、そういう風に受け取れるのかどうかは大学が判断しないといけないので、その字面を客観的に見て加害の意図があったのかどうかを判断しないといけない…という判断過程を採らないといけない。

そういう意味で、「とても教育熱心な教授」と書いているんですけども、これも「教育熱心だ」というのは事実というよりは評価になっているわけで、どういう事実から「教育熱心だ」という評価をしたのか、というところが実はまさに問題だったりするわけです。

そういう意味では、このケースだけを見ているわけではなくて、日頃の教授の言動、生徒からの信頼の厚さみたいなところを過去を振り返って見ないといけなくて、ここで「とても教育熱心だ」と書いてあることから、この教授としては非常に慕われているんでしょう。生徒からの信頼も厚くて、時に厳しいことも言うのかも知れないけれども、基本的には愛されているというのか、いい人なんだと見られているということ客観的な事実から認定している、認定した

ということになっているわけなんですね。

そういう認定ができたからこそ、こういう発言について「害意・故意はないんだろう」と大学も判断できる…という順番になるということです。つまり、こういう辛辣な言い方をいつもいつもしている教授であったら、教育的な措置としていっているわけじゃなくて結局故意があったんじゃないかと、そもそもその時点でアウトになるケースも十分あるということになります。

ここでは、ケーススタディとしては「害意はなかったんだ」ということになって…ということにしたいということで続きへ行くと、じゃあこの発言が必要性・相当性を満たすのかどうか？…ここはいつも最大の議論になるわけですけども、まず必要性ということで、「励ます目的だったんです」と教授は言う。そういう意味では、励ます…より良い論文を作るというのは後進の育成という観点、教育の必要性という観点から、その必要性自体はあるにはあるのだろうと考えられますので、そういう意味では次の相当性の判断に移るといふ風になります。

ここでそもそもということになって、「励ますのだったら、ポジティブなことを言って励まさないといけないんじゃないか。それにも関わらずネガティブなことしか言っていないんじゃないか」という見方をした場合に、下に書かれている「逆に理論？」…この「逆に理論」というものがあるのか

どうかはともかく、発奮させる意図として、「何くそ」「見返してやる」というのを期待して「そういう言葉を使ったんです」というのを企図していた…という発言を教授がされた場合、それって相当性を満たすのでしょうか？という風に検討していくことになります。

ここで重要なのは、平均的な労働者…受け取った側が平均的な人なんだよ、というのを前提に判断しないといけないとなると、ネガティブなことしか言われていないんだったらネガティブにしか受け取りようがない。そこで善意解釈として「この人は私のためを思って厳しいことを言ってくれているんだ」といふ風には、「普通の人には受け取らないよね」と考えないといけない…ということになりまして、「相当性はない」と判断される可能性が、特に現代社会では多いという風になると思います。

つまり、励ましたいのだったらストレートに励ますというのが端的な回答になって、またネガティブなことばかり言うのではなくて、「励ましているんだよ」「受け取る側のためを思って言っているんだよ」というのをわかるように言うということで、アメリカとかでもまずはポジティブなところから入って、ネガティブ…指導しないといけない内容に入り、最終的には後味よくポジティブなことを言って終わるといふ意識が必要なんだろう、というところになってきます。

事例2として「アカハラ教授の処遇」というタイトルを付けたのですが、アカハラをしてしまった…これは認定しました。こういう教授を、講義やゼミ担当から外してしまうことが大学としてできるのでしょうか？ということになります。

簡単に言うと、「悪いことをしたんだからどうとでもできるんじゃないか」という意見も出てくるかも知れませんが、これも当然そういうわけではなくて、大学として必要性・相当性というのを判断する。職務から外すということは、別の職務を当然与えないといけないわけです。仕事をさせないこと自体が「過小な業務」の一類型になるかと思えますので、それ自体がアウトになってしまうので、別の業務に就けるにしても、過小な要求、過小な業務だと言われたいようにしないといけないことになってくるわけなんです。裁判では…そういう意味では「教授の自由には合理的な制約があるんだよ」と言われていて、合理的な制約を受ける…つまり合理的な制約があるからこそ、やってはいけないことをやった場合にはそれ相応の措置を受けることも意味されていて、「業務から外されてしまうことも当然あります」となってしまう。

ただし難しいところは、非常に専門性の高い教授も当然いますので、その業務から外すことによって、別の業務をそもそも与えることができるのか？という悩ましい問題があったりとか、別の先生に変えたいん

だけど、その講義ができる他の先生がそもそもいるのか？という場合もあるので、非常に難しいケースもあるんですが、その辺りの悩みも考えながら、判断をしていかないといけないと思います。

事例3「不用意な言動は避ける」という、メッセージ性も入れたタイトルなんですが、「教授Aが生徒に対してアカハラを行いました」…これも大学として認定するんですが、教授Bがそれを知ることになって、教授会で「Aさん、アカハラをしたんでしょ」と指摘をしたと。それにAさんが「自分の名誉が傷つけられた」ということで大学に訴えを起こしてきた…といった場合、そもそも「アカハラをしたのは事実なんですよ」ということなので、「私は事実を言ったまでですよ」というような弁解が成り立つのかというと、これは「成り立たない」ということです。

平素業務をしていると、「私は事実を言っただけなんですけど」というのがよく相談者からあるんですけども、事実だからと言って何を言っても許されるわけでは決してないということにして、名誉毀損というのは、それが真実だったとしてもそれによって名誉が毀損されてしまった場合は違法性をまず満たしてしまうことになってしまい、言った人が「それは違法性がなかったんだよ」ということを自分で主張・立証していかないといけない、という場面に遭遇してしまう。…ということなので、そもそも発

言をする…今回のケースで言うとBさんが「Aさん、アカハラしたんでしょ」と言う必要がどこまであったのか…ということ、言う前に検討しないとイケなくて、言う必要がないのだったら言わない方が当然いいという風になるということでもあります。

ここで違法性が阻却されるのはどんな場面なんですか？ということが、ここでも必要性・相当性が出てくるんですけども、必要性和相当性が認められる場合には、仮に名誉が毀損されたとしても違法性はないということで、責任は認められないということになります。そうなってしまうと、そもそも論として間違っただけを指摘してしまった場合は、真実であることが立証できませんので、それは非常に厳しい、つまり「違法性を阻却できない」となりそうなんですけど、直ちにそうなるわけではなくて、伝えた事実が実はフタを開けてみたら「事実ではありませんでした」と…この「フタを開けてみたら」という意味は、発言した人としては「事実だと思っていました」「真実だと思っていました」という場合ですね。

嘘だと思っていて、嘘のことを言っているんだと思ってそれを伝えたのであればそれはアウトですので、それは当然名誉毀損と認められるんですが、「真実であると誤解して伝えてしまった」場合、その誤解したことについても…それは必要性・相当性と言いますか、信じたことについてやむを得ない場合、正当な理由があれば違法性が阻

却される場合もあるんですけども、「うっかり真実だと信じてしまいました」という場合はダメだという風になりますので、そこは注意をしていただかないとイケない。

この事例で申し上げたかったこととしては、「本当のことを言っただけ」というのは、実は昔からなんですけど通用しないということになってきます。

ちょっとケーススタディということで見てきたんですけども、これはパワハラの場合なんですけども、非常にパワハラ…アカハラもそうなんですけど判断が悩ましいなということで、紹介させていただきたい事例として…これはパワハラ案件で、海上自衛隊で潜水艦に乗っていた人が自殺をしてしまったという案件なんですけども、この出ているA2というのが亡くなった方で、上司としてA5班長とA6班長が出てきます。A5班長は前の護衛艦の班長で、A6班長は亡くなった時の班長で、このフキダシに書いてあることを言ったと。

「ゲジ2」というのは成績の悪い人という意味なんですけど、こういう屈辱的な表現をしていると。「百年の孤独要員」というのは、『百年の孤独』という有名な九州の焼酎があるんですけども、この焼酎を日頃よくプレゼントしていたので、「お前はこれを用意する係だ」という意味でこういうことを言った…というような話で、割と辛辣なことを言っていた。

下は下で「三曹らしい仕事をしろ」「バ

カ」「三曹失格」みたいなことを言っていると。…この2人、パワハラと認定されたのでしょうか？…ということになってきて、時間の関係上「規範定立」…ここは前から申し上げている相当性があったのかどうかみたいな話…また一番下の部分で、受ける者…その言動を受けた者の平均的な心理状態を基に判断すべきであるということで、基本的に同じような判断過程・判断枠組みを使っています。

その上で、A6というのは「三曹失格」とか言っていた下の人ですね。下の人についてはダメだということで違法になったんですけれども…責任肯定ですね…になったんですけれども、「けれども」と言っているところからわかっていただけだと思いますが、上の「百年の孤独要員だ」とか言っていた人については、責任が否定された、「パワハラではない」と認定されたというところで、ここについては違和感のある方も結構いらっしやるのではないかと思います。

ここでポイントになるのは、じゃあ何で違法じゃないのか？となると、「客観的に見て」と書いてある部分ですけれども、「客観的に見てR2班長…」R2班長はA5班長、前の上司になるんですけど、「好意をもって接していた、2人の間には信頼関係があったんだ」ということが客観的にも見て取れるので、「そういう客観的に信頼関係がある者との間での軽口だったんだよ」と…下の部分ですが、そういうことで違法性が阻却さ

れたという案件であります。

ただし、今は非常に微妙であって、この裁判例のこの部分についてはあまり信頼しない方がいいんじゃないかと思います。

この案件はまず控訴審ということで、高等裁判所の判断から先に解説させていただいたんですが、この判断が出る前に第一審判決というのが出ているんですけど、この第一審判決では、「A5とA6の班長のどちらも責任を否定した」ということに実はなっていました。それが控訴審に至って、現在の新しい方の班長については違法だった、その部分だけ判決が覆った案件でして、申し上げたいことは、非常に裁判例でも引っ繰り返っているぐらい、パワハラの違法な部分と違法ではない部分の境界線は曖昧なんだということでありまして、そういう意味では、もちろんですが「勢いで指導してはいけない、考えないといけない」ということがこの裁判例からも言えるのではないかと、紹介させていただきました。

ケース2ということで、これも不正経理を隠れてしていたAさんが、1回指導を受けたんですけれども続けてやっていたのを続けて指導を受けたところ、それで自殺してしまいました…という案件なんですけれども、第一審では「違法だ」と判断されたんですが、第二審の方では、「かなり違法な不正経理をしていたことを注意しないといけないというのは、必要性が高かったんだ」ということで、「ある程度強い、厳しい指導

をしたとしても正当な業務の範囲内にある」ということで、責任が否定されたという案件でして、ここでもやはり判断が一審と二審で異なっている…というところで、非常に難しい裁判例だったとしてご紹介させていただきます。

クイズ1ということで、①～④はこれはいいんですかということ、紹介させていただいています。①は「バカだから」という発言になっていて、これは「バカだから」と言う必要はないよねということで、これは当然ダメですと。

②「進退を一任すれば自分が力になるけど、一任しなければ研究も診療もできない厳しい境遇となる」と言っている。これも、かなり強い言い方になってしまっておりまして。ここまで言う必要性があったのかどうかという観点から見たときに、恐らくこの必要性が担保される時というのはなかなか難しいと思いますし、必要性自体はあったとしても、ここまで強い言い方をしないといけない相当性というのが本当にあったのかどうかという判断はなかなか厳しい…つまり「パワハラに該当する」という判断になる可能性の方が高いと思います。

③「生徒に対して長時間の作業を行わせた」と書いてあるんですけども、これはどうでしょうか？ということについては、「これだけしか書いていないので判断できません」というのが一番正解の解答になりま

して…。判断過程を意識していただきたいというところが申し上げたいところで、長時間というのはまず事実の認定として、「長時間って何時間？」「長時間と言えるかどうか」というのは、どれだけの必要性があったのかどうか、相当性があったのかどうかというのを実際に判断していただくとなつて、④の部分についても、「押印を拒否した」ということになって…これは助手が兼業承認を申請したんだけど「どんな兼業をするんですか？」ということについて行事予定表を持参しなかった、求めたんだけど持参しなかったことから押印を拒否した場合。

持参しなかった…持参させる意味がどこまであるのかについては、もちろん兼業の全てについて教授が把握しておかないといけないわけではないんですけども、その日に兼業を認めることについては、教授もその日に大学内でこの助手に対して業務をしてほしい場合があるでしょうし、パツティングしてしまった場合どちらを優先するかを見た時に、助手の方が兼業先へ行く必要性が高いのだったらそちらを優先してあげてもいいかなとなるでしょうし、そうではなく、大学内でその助手にやってもらいたい業務に緊急性があって、「その日は兼業してもらったら困るんだけど」というのを判断する上で、「何しに行くんですか？」というところを聞くということは、必要な行為として認められますので、それにも関わ

らず、しかも行事予定表…「何をするんですか？」というのは簡単に言えるにも関わらず助手が頑なにそれを断った場合は、緊急性…助手には別の業務をやってほしいというケースであれば、拒否することについては必要性も相当性もあるという判断には充分なるのだらうと思われまますので、これもケースバイケースにはなるんですけれども、①～④について必要性・相当性の判断がどんどん難しくなってくる。ちゃんと検討しないといけない…という例として、クイズ1として出させていただきました。

クイズ2についてなんですが、冒頭申し上げた論文の指導をしていたんですけれども、水準を満たしていないので、どういう風に修正を要求したらいいかなというところで、まずは修正を…ア：何も言わないでただただ「修正してね」とだけ言う。イ：事実を淡々と伝えて修正を要求する。ウ：「今のままでは単位認定できない」ということを伝える。エ：ハラスメントだと言われるのを恐れて遠回しに修正を要求する。

…どれが一番いいでしょうね？という話なんですけれども、これもケースバイケースだというのが解答になりまして、視点としてお伝えしたいのが、当然指導の必要性がありますので、「ここの部分を修正しなさい」といきなり言うのではなくて、修正点自体に生徒が気づいてほしい、生徒に気づいてほしい場面があって、その気づきを自ら得ることによって成長を促すことは当然

あり得る話なので、序盤であれば許される可能性はあると思うんですけれども、終盤になってから…と言うかずっと一切指導しないままに「これはダメ」「これはダメ」と言い続けるとなったら、「それは指導していないよね」ということになってしまうこともあるので、要注意だということになります。

「イ：修正すべき事実を淡々と伝える」という部分については、そもそも自分としては事実だけを伝えているつもりだったとしても、それが実は評価的な概念…「これはダメだ」みたいな…「ダメ」というのは評価ですので、「ちょっと考えたらわかるでしょう」みたいな話の「ちょっと考えたら」も強い言い方になってしまうので、自分としては事実だけを伝えていると思っていても、「本当にそうなのか？」と自問自答してみるとという話が重要ではないかと思って、こういうイという選択肢を作りました。

「ウ：今のままでは単位認定できない」というのも、絶対言ってはいけないというわけではないはずで、どうしても伝えないといけない場面もあると思いますが、時期とか伝え方には要注意。

最後に「エ：ハラスメントだと言われるのを恐れて…」ということで、注意しないといけないのは事実なんですけれども、過度に恐れてしまうことによって、必要な指導ができない…ということになると「本末転倒だ」となってしまうので、「LHA」と

中盤に申し上げたんですけれども、少な過ぎることでいいけない。指導として足りていなかったら結局ちゃんと修正が利かないので、それはそれでダメだということで、低過ぎてもダメだというのが本当に難しいところだというのがあります。

ちょっと長くなってしまっているんですが、「相談体制対応手順」についてですけれども、これは一例です。常にこういう手順…フローチャートで進んでいくわけではありませんけれども、相談窓口を設置した上で、相談があった場合にはヒアリングをして事実関係を検討して、ハラスメント委員会みたいな所でも検討して、懲戒処分とかを検討するというフローチャートに進む場面もあれば…これは、相談者の意向というのも多分にあたりします。

「ちょっと人間関係がうまく行かないので調整してほしいんだ」というレベルであれば、左上の部分で「調整手続」としてお互いの話を聞いてあげて、それで解決したのであればそれで済ませるという可能性もあるんですけれども、基本的には大学として「これはハラスメントに当たるのではないかと認定した場合は、秩序を維持するというか、そういう観点からきちんと事実関係を把握しないといけないというのが基本的な流れにはなります。

相談を受けた側…相談をする側のとるべき対処としてここに書かせていただいているんですけれども、相談を受ける側として

は、こういうところに注意をして…相談をしてくる方というのはテンションが上がっていて、うまく言葉で伝えられない、興奮していることがよくあるでしょうから、冷静に落ち着かせた上で、「こういうところはどうですか?」と聞いていく視点として見ていただければと思います。

ここで伝えたいこととしては、結局被害者とされる側…「自分は被害を受けたんです」と言う方は思い思いに話をされるわけですけれども、なかなか事実だけを伝えることができないということです。自分のフィルターを通して評価を伝えてくる。「激しく怒られたんです」という風に言われるわけなんですけれども、「激しく」というのはどういう事実をもって評価しているんですか?」というところを、聞く側としては聞かないといけない。「激しく叱られたんです」というそのまま字面だけ受け取って「激しく怒られたのか」だけだと、そう受け取ってしまうだけだと話が進まない。「声のトーンはどんな感じだったのですか?」「場所はどんな所だったんですか?」というのを聞いていってあげないといけないし、相談する側としては、なるべく自分の評価を排除した上で客観的な事実だけを伝える。それはなかなか難しいから、相談を受けている側が導いてあげる…というところがポイントとなります。

それは加害者…「パワハラをした」とされている側ですので、この人もこの人で非

常にテンションが上がってしまっているということになるでしょうから、同じように、事実をきちんと伝えてもらうように、相談を受けている側が導いてあげることが必要となってきます。

「職場がとるべき対処・対応」としては、当事者が行っているだけだと「言った・言わない」の話に当然なってしまうので、固いところから認定していくということで、利害関係の薄い第三者からどれだけきちんと事実を確認したのかが大事になってきます。

最終的には、調査結果については当事者の納得の観点から、説明はした方がいいと言えます。ただ、詳らかに「誰に聞いて誰に聞いて、こういう風に事実を認定して…」というところまで言う必要はありません。ただ大学としては、「ハラスメントに当たる」と判断したのかどうか…「当たる」と判断したのであれば、「こういう理由で判断しました。こういう事実を認定しました」ところは当然言わないといけない。「認定過程についてまで説明しないといけない」とは言えないと考えますが、「大学としてはきちんと調査を尽くした結果、こういう事実があったと認定したので、ハラスメントに該当すると判断しました」という風に説明をしてあげることが必要と考えます。

そういう意味では、調査をしなかったことによって、放置していたことによって、それ自体が「義務違反だ」となってしまう

裁判例もあるぐらいですので、放っておくということは当然ダメなんですけれども、当事者が「納得しない」と言うので納得するまで対応するまでもないというところはポイントとして、何でもかんでも言う通りにしないとイケないわけではない、ということになります。

ここはよくある話なんですけれども、やはり調査には一定の時間がかかるんですけれども、その間被害を訴えてきた人をそのままにしておくのではなくて、定期的に連絡を取ったりとか、或いは「きちんと対応しているんだ」ということを当然大学側としてはしているんだけれども、それが本人に見えていないと不信感につながってしまう場合がありますので、「きちんとやっていますよ」というアクションとして見せておいた方がいいというのは、ポイントとしてあります。

一度大学に対する信頼を失ってしまうと、大学としてちゃんとやっているんだけれども、「どうせあの大学がやっていることだしな」ということで、解決につながらないということになってしまうことが多いので、定期的な被害者…被害を訴えてきた人のケアというのは、連絡とかが必要だということはおさえおいていただければと思います。

仮にハラスメント行為があった場合にこういうような措置があって、謝罪させる場合も例としてはあるんですけれども、基本

的には加害者…加害者と認定していますので、「こういう風に大学としては認定しているんだけど、謝る気はありますか？」というような話はする。これは被害者から要求があった場合ということになりますけれども、仮に「私は悪くないです。謝る気はありません」と言う人に対して謝らせる、というのはやらない方がいい。あくまで謝罪ですので、悪いと思っているからこそ謝罪するわけであって、悪いと思っていない人に大学が無理やり謝罪させても意味がない。逆にそれ自体がハラスメントだということで訴えられかねないので、そこは慎重になるべきだ…という点をここではお伝えしておきたいと思います。

これは参考ということで、時間の関係上飛ばさせていただくんですけども、ハラスメント対応事例ということで、ホームページに載っていたりしたのでそこからまとめさせていただいたので…非常に慎重に動いていかないとなかなか難しい案件だという例として、ここに書かせていただきました。

繰り返しになりますけれども、適切に対応しなければ、法人に対して今度は矛先が向いてくる可能性があることをもう一度伝えておきたいと思います。

非常に駆け足になってしまったんですけども、なぜパワハラ・アカハラが起きるのかというのは、「いろんな構造的な問題とか社会的な問題とかがある」というのが、ここに書いてあるところです。

「教育者としての心構え」ということで、「育てる」という意識を持って指導することが必要なだと常々私も申し上げていて、これは非常に難しい話なんですけれども、あとは「わかってくれている」と思い込まないと。自分の言動を自分なりの解釈だけで済まさずに、人から見たとしてもそれが適切なものなのかという視点を…それは結局自分の意識を離れて…ということになるので、それ自体非常に難しい操作…思考過程にはなるんですけども、それを一歩立ち止まって考えてみると。一番下にも書かせていただきましたけど、「構造的にアカハラというのは起こりやすいんだ」という意識を持っておいていただければと思います。

あとは指導をするにしても、指導の必要性を説明した上で、わかりにくい指導をするのではなくて具体的な指導をすると。「何で自分が指導を受けているのか」がわからないまま指導を受けていると、受けている側に不満が残るだけ…ということになってしまうということでもあります。

最後は非常に駆け足になってしまって申し訳なかったんですけども、以上でアカデミックハラスメントの問題についての講演を修了させていただきます。ご清聴ありがとうございました。

司会：

林先生、どうもありがとうございました。
アカハラについていろんな事例を上げて

いただきまして、ご講演いただきましてどうもありがとうございました。

先生の話の聞けば聞くほど、指導の仕方がすごく難しいなという風に思ったわけなんですけれども、せっかくの機会ですので、質問をお受けしたいと思うんですが…どなたか、ご質問のある方はございませんでしょうか。もしございましたら「手を挙げる」ボタンをクリックしていただいております。いただけたらと思います。

では先生、少し私の方からよろしいでしょうか？アカハラについての定義もあまりなく、難しいところだと思うんですけど、実際に先生のところにもアカハラにおける相談が多々あるんだと思うんですけど、実際に相談があった事例で、アカハラと認定される場合の方が多いのでしょうか？

指導を受けられる…相談するのは多分氷山の一角だと思うんですけど、実際にアカハラと認定される場合の方が多いのか、指導される側の受け取り方も随分違うと思うので、そういったことによるアカハラまでは行かない事例の方が多いのか、実際のところはどうなのでしょう？

林：

そうですね…相談レベルで受けている場面であれば、やはり指導するには広い裁量がありますので、「確かにもうちょっとやりようがあったよね」と思うところは多々あるとしても、アカハラと認定をきちんとし

た上で懲戒処分まで打つというケースにまで至るのは少ないと思いますね。

これは相談レベルでの話であって、そういう意味では大学としては「これはアカハラには当たりません」「ハラスメントには当たりません」と判断をするんだけれども、それで納得していただかずに、「アカハラを受けた」という方が裁判にまで発展する…といったケースも中にはありまして、そういった場合は白黒が付くことになるんですけども、私達の経験の中では、それで裁判になったんだけれども、当初の判断が覆ってアカハラだと認定されたということは、今のところはないんですけども、それはもちろんケースバイケースでありまして、一旦「アカハラではない」と認定したんだけれども、裁判所の方で「これはハラスメントに該当する」という風に覆ると…先ほどの例で一審と二審ですら覆る例もあるぐらいですので、そこは軽々には判断できないのではあるんですが…。

そういう意味ではすみません、抽象的な答えになってしまうんですけど、比率で言ったらもうちょっと…「人間関係が大事だね」という話に最終的にはなりまして、もうちょっと解きほぐして…解きほぐせないレベルにまで達しているケースもあるのですが、そこは何か異動させてあまり接触がないように…という措置を取らざるを得ないんですけども…そういうことで、比率としては「アカハラに該当しない」

というケースの方が多いいかなと思います。

司会：

ありがとうございます。やはり私達…私は医師なんですけれども、患者との訴訟とかになるまでに、先生がおっしゃるように元々の人間関係がやはり大事なのかなと考えていまして、学生との人間関係というのも、先生のお話を聞かせていただいてすごく大事なのかなと思いました。

「まとめ」のところで「教育者としての心構え」と先生はおっしゃっていただきましたけど、私達は教育者としてアカハラを起こさないようにするために大事なことを、もう一度お聞かせいただけますでしょうか。

林：

やっぱりその場限りというか継続的に関係があって、学校を卒業された方…卒業した後でも関係が続くということも当然ありますので、そういう意味で「一生続き得る関係なんだ」という意味で大事にしてあげないといけない…「育てると意識」と書かせていただいたんですけれども。

最近の例でパッと見ていい言葉だなと思ったのが、メジャーリーグで審判問題みたいな話があったときに、審判が不必要なことをしてしまって、それに怒った投手を退場処分にしたんだけど、結果的には審判の行為が良くなかったということで、その

審判が謝罪をしたというケースがあったんですが、その審判が自分で言っていたこととして、「自分が行動を取る場合には、観客席の一番前に自分の息子が見ていると常に思った上で行動しなさい」と言っていたのに、「自分はそれができなくて申し訳なかったです」と言っていたのがいい言葉だなと思ったんですけど。

そういう意味で、「どうでもいい人ではない。大事な人なんだ」という意識を持つことから始めて、そういう人に対してぶっきらぼうというか、適当なことは言えないよね…という意識と言いますか、それはもう当然学生だけではなくて、日頃一緒に働いている職員も部下もそう…ということになるんだと思うので、それは私も法律事務所で、事務員さんとか部下の弁護士とかがおりますので、あらためてそういう心構えみたいなものが大事だなと思った次第です。

司会：

ありがとうございました。

それでは、長い時間にわたりまして、林先生、どうもありがとうございました。

先ほども言いましたけれども、先生の話聞けば聞くほど指導の難しさと大切さがよくわかりました。今後につなげていければと思っています。

それでは以上をもちまして、奈良県大学人権教育研究協議会 記念講演会を終了いたします。皆様、本日はご参加どうもあり

ありがとうございました。また林先生、どうも
ありがとうございました。

2022年度 奈良県大学人権教育研究協議会
講演会

2022年11月12日（土）
天理医療大学 オンライン開催

プロフィール

竹内 俊一（たけうち しゅんいち）

ネット懇・岡山高齢者障害者支援ネットワーク代表 弁護士

2002年、岡山弁護士会の外郭団体である財団法人リーガルエイド岡山（LA）に所属する高齢者・障害者支援センターにおいて、高齢者・障害者の自己決定権など人権擁護を継続的・総合的に支援していくには、弁護士単独では難しく、地域における多職種連携が不可欠との思いから、特に福祉職と連携していくために、岡山県社会福祉協議会などにサポートを依頼し、社会資源の創設をコンセプトとする岡山高齢者・障害者権利擁護ネットワーク懇談会（通称「岡山ネット懇」）を立ち上げた。社会資源としては、①多職種がワンストップで時間無制限で無料相談を受ける「なんでも相談会」や②専門職へのスキルアップのための教育的観点からの「月例勉強会」、③法律職と福祉職がペアを組んでチーム対応する「NPO法人岡山高齢者・障害者支援ネットワーク」や「NPO法人岡山未成年後見支援センターえがお」などを設立、④高齢者虐待防止法施行頃から、権利擁護アドバイザー契約をLAと岡山県内各市町村との間で締結し、高齢者・障害者・こどもなどの権利擁護を総合的に支援する権利擁護センターを、総社市・瀬戸内市・美作市・浅口市・津山市など順次創設・運営する支援も担う。

岡山ネット懇の始まりと課題

～多職種による地域連携ネットワーク～

竹内 俊一

竹内：

皆さんこんにちは。岡山の弁護士の竹内です。『岡山ネット懇』の正式名称が『岡山高齢者・障がい者権利擁護ネットワーク懇談会』というとても長い名前なので、略して『岡山ネット懇』と呼んでいます。

今日は「多職種による地域連携ネットワーク」ということで、お話をさせていただきます。「多職種連携」というのが、今いろんな場面で言われています。成年後見の利用促進という基本計画の第2次が始まっているんですけど、「成年後見をもっと使っていきましょう」というときにも、「多職種連携をもっと活用しましょう」という話が出ています。

そもそもなんですけれども、何を目指しているのかというところなんですけれども、権利擁護ということをどう考えていくかに対して、ここに示しているのがイメージ図です。これの基になるのが…私が日本福祉大学の権利擁護研究センターの研究員をずっと長くやらせてもらっているんですけど、そこに当時京都大学の服部高宏教授に来ていただいて、服部先生が示されたイメ

ジ図をちょっとアレンジしています。この横軸ですね、横に出てくる「パターナリズム」…皆さんもよくご存じだと思うんですけど、「パターナリズム」と対立するのが意思の尊重…服部先生は「意思の尊重」と表現されているんですけども、意思の尊重を言い換えると今は「意思決定支援」という風に多く言われていて、その意思決定支援の根幹にあるのが「自己決定権」という人権です。

この人権は、いろんな人権の中でもとても基本的ですよ。人間の尊厳性に直接関わる人権ですので…もちろん人権は全て尊厳性に関わるんですけど、その中でも「自分のことを自分で決めることができるかどうか」というのは、とても根本的な人権なんです。

そのときにこの横軸…例えば具体的に言うと、つい最近あった事例も「8050」で、お父さんは80歳でご高齢、知的障害を持っている息子さんがもう50歳ぐらいになって、お父さんもこの後が心配で、周りの支援者の方たちにも…いわゆる「親亡き後問題」ですね、自分が世話をできなくなったとき

に、どうしようかということで、相談とかはかけていたんですね。

ただお父さんとしては、ずっと住んできた自宅で支援したいし、息子さんの方でもできる限りお父さんと一緒にいたいという気持ちは持っておられる。ただ周りからすると、周りの支援者からすると「もう限界かな」と…お父さんは認知症がちょっと始まっているようだし、息子さんの知的障害も自閉傾向というか、かなりこだわりが強くてなかなか難しい。いわゆる自閉症スペクトラムと知的障害が両方あるようなケースかな…ということで、「自宅では難しいんじゃないか」と周りは思っている。

周りが思っていて、この親子を保護する…特に息子さんを保護する。パターンリスティックに考えると、「もう施設入所だよね」となっていくんですね。ところが、ご本人とお父さんからすると、ぎりぎりまで住んできた地域で、自宅で在宅でできないかなと思っておられる。…という中で、つい最近起きたのは、周りが…お父さんは理解力がちょっと危なくなってきたし、息子さん本人ももともとこだわりが強くてなかなか理解力がないので、どうしたかと言うと、デイサービスを少しは使っていたんですけども、自宅に送迎するときに「お家に送るよ」と言いながらグループホームまで連れて行ったんですね、「これから君はここで生活するんだよ」という風に。それはいわばパターンリスティックに、この親

子…特に障がい者本人を守っていくためにはそれが一番いいと考えて、そうされた。

でもそれは、そのために時間をかけて、きちんとぎりぎり納得が得られるところまでやり続けなければいけなかったんじゃないかと思うんですけども、そのプロセスをある程度ショートカットして、強引に連れて行った。…ある意味騙して連れて行ったような形になったわけですけども、それはまさに「自己決定権」という人権を踏みにじるということで、本人もお父さんもカンカンになっているという事案なんです。これは、周りの支援者からすると、人権侵害なんて思っていないと思います。「この親子にとって、本人にとってそれが一番いいんだ」…パターンリスティックというのは、それが一番いいと思われてされているんですけども、実はとても大事な「自己決定権」という人権を侵害しているという…。

服部先生はこの横軸で、われわれが権利擁護に関わっていくときに、完全なパターンリスティックだけというのは今時ちょっとないと思いますけれども、一方で「意思の尊重」だけで本当にいけているのかどうかですね。横軸のどの辺りにいるのかというのをいつも、自分の中でポジションを見ていくというイメージですね。

そして縦…認知症、高齢者の方や障がい者にとって、今ケアは不可欠ですよ。つまりケアという要素がないと、生活していくのにいろんな支障が生じてしまう。だか

らケアは必要なんだけれども、問題は…いわゆるケア、ここで言うのはかなりパッケージされたケアという感じのイメージなんですけれども…だけでいいんでしょうか。やっぱりその人の持っている力を最大限…よく「ストレングス」という表現も使いますけれども、さらにそれをしていくときに、社会にはいろんな壁がある。その壁を乗り越えていくという…特にこの国に限らないと思えますけれども、障がい者の方に対して、いろいろな偏見や差別も含めて、なかなかまだまだ厳しい状況が続いている。それを乗り越えていくのは、単にケアではなくて「エンパワーメント」という要素が入ってこない、人として本当に生き生きとした人生を送っていくことにならないのではないか。この縦軸というの、ケアというところで止まっているのか、エンパワーメントという方向に向けていくのかというのを、縦軸で見えていく。

常にこの4つの要素というのは、権利擁護という領域に関してはとても基本的な要素なので、その中で自分が今やっていることの位置をつかんでいくイメージ図です。これは私自身も使っていますし、講演するときも使わせてもらっているんですけど、まずこの出発点があって、何を目指しているのか？という中で、もう一つ「多職種連携というのがなぜ必要なのか」というところなんですけれども、この3つの輪というの、もう最近はいろんな方が扱われてい

る…全国権利擁護支援ネットワークというのがあって、そこの副代表も以前させてもらっていたんですけども、そこの代表の佐藤彰一教授とかもよく使われている3つの輪。

真ん中に「自律」というのがあって、この自律をしていくために少なくとも3つの要素という…3つの、3人の支援者がいとなかなか難しい。「法的な支援」というのは、典型的なのが「成年後見」。でも、成年後見だけでできることは限られていて、普段の生活に関して見守りとかそういうことをしていく支援も必要ですし、あとは「意思決定相談支援」と言いますか、まあここはちょっと表現がいろいろ変わってくることもあるんですけど、障がいをどうやって受け入れていくのかという「障がい受容支援」とか、コミュニケーションというとても基本的な部分が難しくなっている場合に、そこに一定の知識とかスキルとか専門的な支援が必要になってくると。

この3つというのは1つのチームになっていく…ということの意味しているんですけども、これも常に支援者がどのポジションにいるのか、どういうチームになっていくのかというところをイメージとしてつかむときにとっても分かりやすいので、私は今使わせてもらっています。

実は、いろいろなガイドラインの中にも入ってきている3つの輪なんですけれども、この『岡山ネット懇』というのは、平成15

年に立ち上がるんですけども、今皆さんに見ていただいているのが平成27年3月当時…5～6年前ぐらいですかね。下の方にありますように、岡山県社会福祉協議会（県社協）の方が作ってくれていたんですね。

この頃までは、県社協が『岡山ネット懇』の支援に割と直接に関わってくれていて、こんな感じのイメージ図ですけども、真ん中に『岡山ネット懇』があって、それに対して専門職団体ですね…弁護士会とか「リーガルサポート」というのは司法書士が作っている団体ですけども、あと「ばあとなあ」というのは社会福祉士会です。岡山のひとつの特徴で、税理士さんが最初からいろいろ関わってくれて、税務に関する相談に乗ってくれているので、税理士さんですね。

あと、岡山の『ネット懇』は「社会資源を作っていく」というコンセプトなので、いろんな法人を設立する支援をやっています。平成27年当時までに支援した、代表的な法人が出ています。私もこの全部ではないんですけども、かなりの部分に関わってきているんです。

あと、『岡山ネット懇』というのは岡山市ではなく岡山県をカバーしているので、岡山県全域なんですね。北から南から、西から東から、車で走り回ってましたので、月の走行距離が軽く2,000kmを超えていました。それほど走り回っていた。

それと関連しながら、地域ごとに…倉敷

なら48万人ぐらいの都市なんですけど、倉敷だけのネット懇、美作は美作だけのネット懇、玉野は玉野だけのネット懇という形で、順番に一つずつできてくるんですね。これを「多層的」という表現…今の成年後見の利用促進で第2次の基本計画では、多層的というのも出てきているんです。

つまり県の全域をカバーすると同時に、もっと地域により密着した…と言いますかね、地域に密着したサイズのものも作っていった、それをもちろん連携していくんですね。いろんな形で、相談会とかいろんな支援をするときにつながっていくわけですけども、そういったものを作っていく。

あと、権利擁護をやる上で社会福祉協議会がとても重要な要素になってくるので、社協も法人後見の支援をしていくんですね。あと、「市民後見人」というのも今とても重要な要素になってきていますので、それを応援するとか、そういうのをやっているイメージ図を…この頃までは県社協さんがこういう形でつくってくれていたんですけども、実はその後、国が権利擁護に関するイメージ図を作り始めたので、「国のイメージ図で基本的に行きましょう」と…。「岡山独自のものは、社協としてもうこれ以上作るのが難しくなりました」と社協から説明があったんですけど、どこかから圧力がかって、「岡山が前に突出しているのはわかるけれども、全国のイメージ図を示すので、社協さんもそれを基にやってほしい」と言

われたらしくて…ちょっと、そういったときのものなんです。

『岡山ネット懇』の始まりということで、お話をさせてもらおうと思うんですけど、平成12年4月…ご存じのように西暦2000年に介護保険法が改正され成年後見制度…これはやはり、これからの時代を考えるととても大きな制度改革だったんですね。なので、それを感じる人たちが弁護士の中にもいましたので、前の年ぐらいから自主的な勉強会をし、さらに介護現場を見に行こうということでスタートしたんですね。

弁護士会としては、弁護士の仕事は財産管理が中心だろうということで、岡山弁護士会にも高齢者・障がい者を支援する委員会とかセンターがあるわけですが、そこが最初に何をやったかと言うと、財産管理契約のモデルを作ったんですね。1年以上時間をかけて、ああでもないこうでもないと言いながら作った非常によくできたモデルだったので、私はそれには参加していなかったんですけども、ベネッセさん…もともとベネッセさんは岡山から出発されているので、ベネッセの大きなビルがあってその大ホールで、当時300人を超えていたと思うんですがたくさん人を集めて、「弁護士会でこんな素晴らしい財産管理契約書を作りました。これをどうぞ活用してください」とシンポジウムをしたんですが、依頼が来ないんです。1件持ち込みがあったぐらいで、来ない。

なぜなんだ？というところから、やっぱり頭を打たれると人間は必死になって考えるので、あれだけ時間をかけて作って、あれだけ300人ぐらい集めて立派なシンポジウムを開き、それでなぜ一年で1件しか来ないのか？という風に頭を打たれて、やっぱり弁護士だけではダメなのではないかと…。特に福祉職との連携…もちろん医療とか、多職種ですからいろんなところにつながっていくことが必要なんですけれども、特に福祉職との連携は不可欠だ。

そこで思いついたのが、当時弁護士会の外郭団体で『財団法人リーガル・エイド』というのがあったんですけど、その理事長の方は非常に人脈を持っておられて、特に岡山県の社会福祉協議会にパイプを持っておられたので、県社協の方に…岡山市と倉敷市という県内で一番二番の社協さんにも声をかけてほしいし、社会福祉士さん、リーガルサポートとか司法書士さんですね、直接声をかけても難しいかなということで、社協さんに間に入ってもらって、中心になってもらって呼びかけをしていくんですね。

これが平成15年の2月なんですけれども、そこでどうしようかという中で、やっぱり弁護士は敷居が高い。多職種連携とかで一緒にやるのがなかなか難しい…とにかく敷居が高い、アクセスが難しい、しにくいというのがイメージとしては抜き難くある。だとしたら、そのイメージを払拭するためにどうすればいいのか？ということで、こ

ちら側からもっと情報発信をしていかなきゃいけない。

当時はメーリングリスト…今だったらSNSを使っていくんでしょうけど、当時はメーリングリストで「継続的に集まろうよ。2カ月に1回は集まろうよ」と言って…これは実際にその後2カ月に1回集まるのをずっと続けてきて今も続いているんですけども、そういった形で、メーリングリストに参加を呼び掛けていく。

これは、一時参加者が600名を超えました。そこで情報を発信して「相談会をやりますよ」と流すと、県内あるいは県外からも少し入って来られた方も含めて「相談会をやりますね。参加してくださいね」とやっていったわけですね。

あと「権利擁護に関してみんな考えていきましょう」というのも、第3金曜日午後3時～5時…平日のこの時間にしたのは、社協さんに入ってもらうためには勤務時間内の方がいいだろう、ということでこういう時間帯になったんです。まずはそういう話が出てきて、第2回目の『ネット懇』において、やっぱり基本は相談会…「相談に乗りますよ」というところからスタートするのが、基本的なアプローチとしていいんじゃないかということになって、その年の7月に、「高齢者・障がい者に関することであれば何でも相談に乗りますよ」という最初の相談会を開催したんですね。…この時のことは、今でも私はよく覚えています。

とても熱気にあふれた相談会だったんですね。

それまでのいろんな行政の無料相談では、大体30～40分の時間制限があるんですね。市民の方にたくさん使ってもらう、公平に使ってもらおうという観点からそうなるんですけれども、ここでは無料相談は同じでも、時間無制限にしたんですね。高齢者・障がい者の方は、いろんな相談の聞き取りをするだけで30分や40分では時間的に足りないことが結構あるので、「時間無制限にしましょう」…時間を無制限にするということは、「予約も要らないことにしましょう」と。

さらに当時もいろんな弁護士・司法書士・税理士とかの合同相談会というのはあったんですけども、どんな風にやっているかというと、弁護士ブース・司法書士ブース・税理士ブースとブースで分けたんですね。一通り聞いて「登記の話だったら司法書士のブースに行ってください」「それは税務ですから、税理士のブースに行ってください」と、その会場内でたらい回しをするんですね、平気で。

私もそれに参加していたんですけども、登記の話をするにしても税務の話をするにしても、実は基本的な事実関係のところは同じなので、同じ話を繰り返さないといけないんですね。「それは違うだろう」という意見が出て、専門職の側が弁護士と税理士と司法書士と並んでいけば、一つの話を開

きながら、弁護士が「ここはこうですよ」、司法書士が「登記はこうすればいいですよ」、税理士が「税務に関してはこうなっていますよ」という風に、専門職側がそばに一緒にいて課題ごとに回答していけばいいんじゃないかという…この理想をそのままやっていったんですね。

これは、士業の間のいわば壁を取っていくということと、リスペクトが生まれるんですね。「弁護士が法律家の中で一番偉い」と思って勘違いしている弁護士はいくらでもいるんですけども、実際に司法書士さんとか税理士さんとか、あるいは行政書士さんと一緒に相談会をやると、頭を打たれます。登記とかそれに関連したいろんなことに関しては司法書士さんに敵わないですし、税務は当然税理士には敵いませんし、行政書士さんの得意な領域に関しては敵いませんし、あるいは社労士さんには障害年金に関しては敵いませんし、いろんな敵わないところがたくさんあるんだというのがよくわかるわけですよ。なので、他士業の方たちに対してリスペクトが生まれるんですよ。

ボランティアの集まりなので、最初は「年4回ぐらいだろう」と言っていたら、あつという間に「少なくとも月1回はやってくれないと」と言われ始めて、毎月第1土曜日と決めてやっているんですけど、今だに第1土曜日にずっとやっているんです。ただそれは岡山市でやることになるので、倉

敷市とか…津山市が人口10万人ぐらいで、岡山の中では3番目に大きな所なんですけど、そこでは毎年1回ぐらい開催しましょうと。その他の地域に関しては「巡回で回っていきましょうよ」という中で、巡回で回っていくんですけど、例えば玉野は2～3年に1回しか回ってこないわけですよ。

玉野市は人口6万人を切っていますかね。玉野の人たちからすると、2～3年に1回じゃかなわないということで、玉野で独自に何でも相談会を年3回とか4回始めていくんですね。それを地域の専門職が多職種連携でやっていこうという話になっていって、当然私もそれを応援するわけです。軌道に乗るまでは応援して、今は軌道に乗っているので私なんかが行く必要ないぐらい自分たちでやっているわけですけど、そういったものを地域ごとに育てていくわけですね。

岡山県内の10か所以上でそういった「地域密着型」と呼んでいるんですけども…「地域に密着しない『ネット懇』というのがあるのか？」と言われて、言葉の使い方の問題として「より地域に密着した」ぐらいの意味なんですけれども、そういったものをどんどん応援していくわけですね。多層構造にしていくわけですね。

そうしていくと今度は…相談というのはある意味、入り口ですよ、何かの入り口。でも入り口の相談をやっていると、それをつなぐ場所…それをすぐに「出口」と呼ぶ

のかどうかは別にして、入り口から入ってきた相談をつなぐ器…社会資源というのがやっぱり欲しくなるんですね。

特に弁護士にせよ社会福祉士にせよ、個人でちょっとこれを受けるのは厳しいな…というのがあって。困難度の具合とか報酬がもらえないとか、色々個人で受けるのはちょっと厳しいなという、いくつかそういう要素を持った事案があるんですけど、でも法人であればそういった難しい案件も、先ほど言いましたいろんな専門職が集まって、それぞれの持っている弱点を補強し合えます。

また法人なので、20代・30代の若い障がい者の方もその後ずっと支援を継続できずし、ボランティアの要素はどうしてもあるのですが、みんなやればその負担も…精神的な意味も心理的な意味も含めて軽減できるだろうということで、一年ぐらいかけて議論をした上で平成17年の1月には、『NPO岡山高齢者・障がい者支援ネットワーク』というのを設立しました。

設立したのが17年1月なのですが、その後何が起こるかと言うと専門職の集まりなので、一番話がまとまらなかったのが報酬をどう分配するのか。…これは、専門職の集まりとなるとそれがとても重要な問題になります。しかも、事務局というのを育てていかなければならないので、事務局の経費をどう捻出するかも併せて考えなければならぬので、確かにそう簡単なことでは

ないんですね。

そういう議論が…先ほど言った2カ月に1回集まるので、特別な部会みたいなものを作って議論をしても、なかなか決まらない。業を煮やして私とその年の12月に…実は家庭裁判所ともすごくやりとりをしながらやっていたので、家庭裁判所の方が「いつになったら受けてくれるんですか、先生」みたいな形になってきて、「いやいや、やりますよ」と。…年が明けてしまうとさすがにまずいなと思ったので、報酬の議論は引き続きやりながら、「第1号を受けましょうよ」と言って受けることになりました。

受けてみると法人の良さというのがいろいろ出てきますし、家庭裁判所だけでなくいろんな地域のこれまで個人の専門職に頼みにくかったような案件が、どんどん来るようになったわけですね。

そこでの基本的なしくみは、財産管理を「A担当」と呼び、身上監護…最近では「身上保護」という表現をよく使いますが「B担当」と呼び、専門職の主にA担当は弁護士・税理士、B担当は社会福祉士・行政書士・社労士。司法書士は全国一法人という大きなものを持っているので、これには参加しにくいということだったので、それは「わかりました」ということですね。

家裁が報酬を決めてくれますね。その時に私の方で1/2はNPOにプールするようにしてはどうかと提案しました。事務局とか家賃とか、いろんな経費を賄わないと法人

というのは成り立たないので、報酬を例えば24万円と決めてくれると、12万円はNPO法人の方に、残りの12万円をA担当が1/4、B担当が1/4ぐらいですかね。報酬が見込めない案件は、本人からもらえないときには、法人としてプールした中から最低保障として「月額5,000円ぐらいは出しますよ」というルールにしました。

これはもちろん、「そんな1/4しかももらえないなんてとんでもない」という意見は当然ありましたが、どちらかという私を含め事務局を重視する立場の人の方が多かったので、「1/4で我慢してください」と押し切ったわけですね。もともとボランティアの要素が強かったので、「それでいきましょう」ということになりました。

スタートしてその翌年に、ご存じのように「高齢者虐待防止法」が施行されたんですね。この法律の特徴の一つが、「市町村が第一次的な責務を負う」ことを明確にしていることと、「地域包括支援センター」という、今でも非常に評価されている仕組みができたのもこの時なんですね。

でも、多くの市町村はどうしていいのか、どう対応していいのかわからなかったわけですね。その話がすぐに伝わってきたので、その年の6月に「どうやって行政とか包括支援センターを支援するのかという、プロジェクトチームを立ち上げよう」となって、当時の『ネット懇』の代表は3代目の鴨崎という弁護士だったんですけど、弁護士会

の委員会で言うと鴨崎が委員長で私は副委員長だったので、私の方で「プロジェクトチームの責任者になってやってよ」と言われて…実はこの時まだ私は、虐待の現場というのを直接体験したことがなかったんですね。やっぱり現場を体験しないといい仕組みは作れないんじゃないかと思ったので、包括支援センターの方に「現場に連れて行ってよ」とお願いしたんですね。その方も「弁護士をいきなり連れて行くとどう言われるかわからないので、弁護士というわけにはいかないんですけど…」「じゃあいいよ、弁護士バッチも付けずにNPOのおじさんということで一緒に連れて行ってよ」と言って、そのお家に行ったんです。

その時のことが忘れられないですね。息子さん夫婦とお母さんが3人で生活をされているんですけど、お母さんが布団で寝ているんですけど、頭皮のカサブタが浮いているんです。全身がカサブタだらけで、見えている所がすでにそうなんですね。お母さんの年金は、息子夫婦がパチンコが趣味らしくて使っていて、周りの病院やクリニックは滞納して払えていないので、「もうお母さんを連れていくこともできない」と言って、そのまま放置しているような状態なんですね。

その時に話を聞いていて、「弁護士さんに相談したら？」と言われていても行っていなかったんですね。でも、その現場に行って話を聞いていると、いわゆる過払いになっ

ていて、「払うんじゃないなくて戻ってきますよ」というのがわかるわけです。「いや、それは戻ってきますよ。払う必要はありませんよ」「ええっ!？」とか言ってびっくりされるんですけど、びっくりするような話ではなくて、そのころすでにテレビとか新聞で「過払い金が戻ってきますよ」とやっていた時期…まだ走りぐらいですけども、そういうニュースが出ていた時期だったので、「それは…そうですか。でも弁護士さんって高いんでしょ?」と言って、「いやいや、これだけ戻ってくるのがはっきりしていたら、着手金なんて要りませんよ。戻ってきた中から報酬をいただきますけど、それはいいですね?」と言ったら「それはもう構いません」という形で、すぐそこで委任を受けることができたんですね。

これでわかったことは、現場へ行くことの意味をすごく痛感したんですね。実は当時の日弁連とか日本社会福祉士会の虐待対応の専門職チームに関するモデルは作られていたんですけども、「弁護士は現場には行かない」というモデルなんですね。それは、「行ってもあまり役に立たないんじゃないか」という意味も入っているかも知れませんが、弁護士はどちらかと言えば背後にいて、この虐待防止法に関するいろいろな助言をします。「現場に行くなら福祉の関係の人だ」ということから成り立っていたんですけど、そうではなくて弁護士も現場に行った方がいいというのが私の実感だっ

たので、岡山のモデルは、弁護士に限らず司法書士とか他の法律職も「現場へ一緒にいきますよ」というモデルにしたんですね。

あと、全国のモデルだと呼びがかかったときに日程調整をしてケース会議…というモデルなんですけど、先ほどのときも日程調整だけでものすごく時間がかかったので、第3水曜日の15時からとかそういった定例会方式にすると、その都度日程調整はもう要らないですね、年間でそういう風に定例会を入れておけばいいので。

ある程度の規模の市町では、定例会で「何もありません」ということは、私の中では想定できなかったですね。常にいろんな問題が起きているはずなので、「それを定例会の中に持ち込んでください」と言って…実際に大きな岡山市とか倉敷市もそうですし津山市あたり、人口10万人を超える所はまず毎回必ず議題に入ってきますし、実は人口2~3万人の所も「今日は何もないです」というのはあまり、ほぼほぼないですよ。それぐらい地域で起きていることを、定例会というしくみにすることによって、上げやすくなるんですね。「せっかく会議があるのなら、ちょっと専門職に聞いてみようか」と上げやすくなるという、そこも狙っていたんですけど、実際どんどん上がっていくわけですね。

それ以外に、月に1回にしてしまうと、それ以外の相談も必要になってくるので、随時電話とかFAXにしてもメールにして

も、「それはもうやりますよ。その代わりある意味顧問的になるので、月額いくらとか決めていきますよ」という風にしていったんですね。

これを県の方に話を持っていくときに、「なかなかいい仕組みだと思うので、後押ししますよ」と言って、県内の市町村で虐待を担当する窓口とか課の人を一堂に集めてもらって、私の方でプレゼンテーションをさせてもらったんですね。そうすると…それが平成18年のもう終わり頃なんですけど、さっそく浅口市という所の社会福祉士さんが「ぜひよろしくお願いします」と…あと里庄町、岡山市がその年の7月ぐらいに…岡山市にはとても優秀な行政マンがおられて、岡山市としてのモデルを半年ぐらいかけて作ってくれたんですね。それがとてもよくできたモデルだったので、契約書としてのモデルがとても良かったので、以後ずっとそのモデルを使って、数年間のうちにほとんどの市町がそれを使っていくようになったんですね。

この結果として、岡山県は市町申立…首長さんの申立に関しては平成20年ぐらいからほぼずっと、全国で1番か…時々よそが頑張ってくると数字が伸びることがあるので2番になったりもしますけれども、ほぼほぼずっとトップ、あるいはトップに近いところをキープできているのは、この仕組みの中で行政が申立をともしやすくなる、言わばハードルが低くなる。受け手もここ

で順に調整していけるので。

実はこれが国の…厚生労働省とか最高裁判所家庭局、法務省も含めてですけども、成年後見利用促進の基本計画の中核機関や地域連携ネットワークという表現になっていますけど、私からすると岡山をモデルにしたとしか思っていないんですけど。

つまり、そういった風に国が言い出す前にモデルをどんどん作っていくわけですね。岡山の中では総社市が平成25年に権利擁護センターを作り、その前の年に「準備委員会を立ち上げたいんですけども、竹内先生も入ってくれませんか？」という形で来られたので、「はい、やりますよ」と言って。

総社市という所は社協がとても力を持っている、能力のある社協さんが多いんですね。ここの市長は権利擁護の領域、障がい者支援とかの領域に関してトップを目指していて、こういう新しいことに関して「どんどんやってよ」という市長さんなので、本当にありがたいことなんです。

「じゃあやっぱり総社が最初だよな」みたいな形で、約半年ちょっとの短い期間だったんですけど、毎月のように集まって…要するにいろんな課がありますので、そこを全部集めて…「横串を刺す」という言葉がよく使われましたけど、福祉の関係の部長さん…総社で部長と言えばトップですね。実績トップの方にも来てもらって、課長の皆さんにも来てもらって、要するにそこで議論をするのは部長も課長も全部入ってい

るので、社協も来ているし専門職も来ている。みんなで集まって決めるわけですから、後でひっくり返るとか、その後で「いろいろ時間がかかりますよ」というのが基本的にはない。これをこの時期に総社は、実現していったわけですね。

さらに、成年後見は権利擁護の中でとても重要な制度ですがけれども、成年後見だけではなくて、社協さんの担っている「日常生活自立支援事業」とかいろいろありますので、とにかくいろんなものを使いながら作っていったわけですね。

そうすると、いろいろ困難な案件もそこに上げていくわけですね。今言ったように、部長から課長からみんなそろってどうしようかと言うわけですから、本当に方針も早いですし、その後その方向に向けてみんなでやっていけばいいので。

そうすると、瀬戸内市という所が「総社にいいのができたな。モデルにしてうちも作りたい」ということで、ここは事例検討会をそもそもやっていた所なんですけど、それを残しながらなおかつ総社のしくみも入れて…ここは月に2回集まるんです。

こういうのをやりながら、瀬戸内の強みは事例検討会に市内の事業所…高齢者も障がい者も事業所関係の方に集まってもらうんですね。コロナになってからオンラインが増えましたが、それでもオンラインを使いながら、とにかく自分たちが抱えている案件を出してもらって、それをみんなで

考えていく。もちろん個人情報とかには配慮しているわけですが、守秘義務ももちろん皆さん持っているわけですが、それをとにかく誰かが一人で抱え込んでいるというわけではなくて、基本みんなでそれを考えていく…地域全体でという考えを、さらに瀬戸内は広げていくわけですね。

そうすると浅口市…ここには権利擁護推進センターというのがあるんですけど、虐待対応は市町村が第一次的責務を負っています。市町申立も行政の担当なんですけど、地域福祉全体に関しては、やっぱり網の目は社協さんの方が強いので、例えば市民後見人というところは、社協さんに担ってもらった方が市民の方も活動しやすいところもあるんですね。

さらに、行政と社協が相互にリスペクトの関係を持つには、専門職が入ってそこを調整していくというか、つないでいく。あとは市民後見人が集まる交流会を活性化して…浅口は人口3万人ぐらいの規模ですけど、市民後見人の方もとても活発で、どんどんやっていけるという風になっていくんですね。

やっぱり市民の方も、行政や社協が後押ししてくれる中である意味思い切って活動できることになるので、ここのしくみがなくて「やってね」と言っても難しいと思っているんです。それも今の国も基本計画にはすでに書かれているんですけど、もちろん国のその基本計画の通りなんですけど、

それを平成24～26年辺りの…これはでも、理論的な枠組みそのものは先ほど言いました日本福祉大学の権利擁護研究センターの上田さんとか、先駆的にこういった構想を持っている人たちがいたので、私が理論的な枠組みまでを自分で考えたのではなくて、どちらかというとその理論をいただきながら…

これをするには行政・社協に働きかけていく人がいないとできないので、その役割を担うんですね。

これを私個人という立場で言ってもやっぱり相手にされないので、私の後ろには県内全域をカバーしているネットワークがあるというその使命の中で、行政の部長さんとか課長さんが話を聞いてくれるわけですし、社協であれば局長さんとか課長さんが私の話に応じて「うちもやってみましょうか」という感じになってくるわけですね。

あと美作市…ここなんか、「地域のためにそういったしくみができるといいね」とは行政も社協も考えているんですが、当時行政の部長と社協の局長が…何と言いますか、コミュニケーションの取れない状態だったんですね。美作の地域の方たちが「先生、何とかありませんか？」と言ってくるので、「ちょっと、それぞれ分けて聞きましょう」ということで、行政は行政で部長さんや課長さんと飲み会をし、社協は社協で局長さんや課長さんと飲み会をし、なるほど…想いが同じだというのはわかるんですが、結

局予算を巡るせめぎ合いという要素が出てくるんですね。

これは現実問題として常に付きまとう問題なんです、つまり、お金も出てこないのに社協にやれよと言われても「できませんから」と…わかりやすく言うとそういう話なんです。ですが、やっぱりしくみなしで権利擁護をやっていく…権利擁護ということは、基本的に人権を守る…「自己決定権」とか冒頭で言いましたそれを守っていく…これは、しくみなしでは守れないんです、やっぱり。

そうすると、しくみの要は行政と社協なんだからそれぞれ話しながら、「まずは何とか予算をつけてください。最初からたくさんは難しいのはわかりますから、まずは少しでもとにかく出してもらって、動きながら実績を重ねながら予算の増額を目指す」と。これは、行政にとっても社協にとっても「ううん…」という感じなんですが、それでも「どこかで折り合いをつけないとスタートできませんよ」という話の中で、結構美作でもかなりシビアなやりとりがあったんですけども、最後にそこはやっぱり、行政の方たちも社協の方たちも「市民のため」という中で、折り合いをつけてくれたんですね。それは、そういった話を持っていくネットワーク的な存在が必要だったんだろうな、と思っています。

これが岡山県なんです、先ほどの津山という市が県北の方にありますよね。岡山

は町がこう割と四角い形で、縦長とか横長ではないというところがあるんですが、つまり岡山市から言うと片道…一番奥の所に行くまでは車で2時間ぐらいかかりますけど、まあ言ってもその範囲なんですね。大体の所は1時間かせいぜい1時間半で行けるので、県内を回っていくというのと、津山という所は私が毎月1回ずっと…当初は本当にボランティアで、月に1回は津山市社協さんの情報交換会に参加していく中で、県内全域をカバーしてやってきたんですね。県内全域を分断が起きないようにやっていく、そのためには津山というのがとても重要なポジションだったので、津山の権利擁護センターの運営委員長を今でもやっているのは、その流れなんですね。

そういったことで、笠岡とか美咲、岡山市、鏡野、矢掛という形で、全てに私が関わっているわけではないんですけども、多くの所に関わりながら一つ一つ作っていったわけですね。

じゃあ『ネット懇』の課題は何か？ということになると思うんですけども、どうしても対象者…高齢者、障がい者、あるいは子どもとか、権利擁護を考えるときに家族全体とか地域全体をいつも見ながらでないと、そこで一定の除外をしてしまうと…例えば「子供の問題は扱わない」とやってしまうと、そこで家族全体、世帯全体の支援が弱くなるので、あるいは対象領域も一定の所だけやってしまうと弱くなるので、

いかに除外しないでいけるか。

要するに、いろいろ関わっている方皆さんに入ってもらえるような、そういう意味でのワンストップにしていくのかというのがとても大事になってくると思っていて。それを常に…どうしても「行政の縦割りを何とかするぞ」と言いながら、基本的に縦割りの要素を完全に排除するのはなかなか難しかったりするので、その部分をどう見ていくのかということですね。あといろんな行政のセクションの問題と多職種…弁護士、司法書士とかいろんな職種が集まれるコーディネートというのを、あるいは「スーパーバイズ」という言い方もあると思うんですけど、誰が担うのか？ということなんですよ。

この時に、基本は対等な関係を築かないと多部門や多職種というのは集まれないので、対等な関係を築く基本が先ほどから言っているリスペクトということなので、それが持てる立場…その使命を担っている者がコーディネートしながらやっていく。あるいは、ちゃんとやっているかどうかを検証していく必要があると思っています。

それとやっぱり事務局なんですね、『ネット懇』にしても。これを社協さんあたりがやってもらえると非常にありがたいし、実際にいくつかの「地域に密着した」と先ほど言った『ネット懇』は、結構地域の社協さんが事務局を担当してくれている所が多いです。

社協さんには、そういった事務局機能をもともと得意とされている方が結構おられたりするのですが、ただそのためにはちょっと予算とか「なぜそれをするのか」という話が通らないといけません。ただ県内全域の…当初は県の社協さんが結構やってくれていたんですけども、県社協さんもいろんな事業をされているので、しかも『ネット懇』の活動が非常に幅広くいろいろなことをするので、事務局を県社協が担うのがなかなか結構難しいということで、そうなるとう業団体でやっていくしかない。

岡山の場合は、先ほどの『NPO岡山高齢者障がい者支援ネットワーク』…略して『NPO支援ネット』と呼んでいるんですけど、その事務局が…実は『ネット懇』は法人を超えた部分のいろんな活動をしているわけです。いろんな相談会とか研修会とかをいろいろしているわけですけども、本来の法人を超えている部分があるんですけども、『NPO支援ネット』の事務局が業務として相当カバーしてくれています。

『NPO支援ネット』の事務局でちょっと難しい部分は、私の事務所で直接事務局的なこともやっていますが、いずれにしてもこれを…私もずっとというわけにはいかないので、実は来年の3月に…私は4代目の代表ですけども、「次の世代に受け継いでね」と言って今実際にそれをやっているところなんです。その時に途端に出てきたのが「事務局をどうするか」。『NPO支援

ネット』の事務局がその後をずっと引き継いでいくのか、私の事務所で個人的にやっていた部分に関してはどうするのか？とかというような議論を今やっています。

この多職種連携というしくみを継続したいという想いは、それぞれの士業団体に共通のものなんですね。しかも国が、成年後見の利用促進の基本計画で「多職種連携」とか言ってきているわけですから。岡山の場合は、新しく作るというよりはこれまでできているものをどううまくつなぎながら、引き継ぎながら、それをさらに発展させていくかという考え方になるわけです。

それを今本当に議論をしている最中で、現時点では弁護士会に孤立障がい者の支援委員会というのがありますので、その委員長が同時に『ネット懇』の代表を引き継いでいくと。もともとそういう成り立ちだったんですけども、私が弁護士会の委員長をやっているときに4代目になって、次の世代に渡そうとしたときになかなか渡し切れなくて、弁護士会の委員会の委員長だけは交代していくんだけど、『ネット懇』の代表は私が10年以上続けてしまったという、そういうことになってしまったところがあるんです。このたび元に戻そうというところで、弁護士会の委員会の委員長が『ネット懇』の代表を兼ねていくみたいなどころになりつつあるんですけども。

その方がフォーマルなものにうまくつながっていくので、『ネット懇』自体はとても

インフォーマルな団体なんですけど、いまだに『ネット懇』自体は法人化していませんね。意思決定の仕方もととても柔軟にしているんですけども、続けていくためにはフォーマルなところともつながっておかないと…ということ。

費用負担に関しても、士業団体は一定の予算をそれぞれ持っていますので、それを使いながら、あるいはちょっとした集まりであればカンパとかそんなのしながら…いずれにしても費用負担のところも明確にしておかないとこれもまた長続きしないので。

ちなみに、『NPO支援ネット』に関しては士業団体から毎年5万円だったり10万円だったり、それぞれの士業団体の規模に応じて寄付をして、先ほどのいろいろな相談会とか事務局機能を賄ってもらうところも、そういう形でやってはいるんですけども、いずれにしてもそういったいろんな工夫をしながら続けていく、ということですね。

「スーパーネットワーク」という表現を使ったりもします。ネットワークをつなぐ人というのが必要なんですけど、そのネットワークの中でさらに「スーパー」と言っていりリーダーがなかなかいないと、先ほど言った行政と社協…行政の部長さんと社協の局長さんにもきちんと対等にお話をしながら、その地域にとってどういうしくみがいいのかというのをやっていく。

やっぱり、双方からリスペクトされない

とできないんですよ。行政からもリスペクトされ、社協からもリスペクトしてもらわないと、そういったことはできません。行政側で社協をいじめたりはしませんが、そういうことをしていたりとか、「社協、社協」と言って行政に対して「金よこせ！予算をつけろ」と言っているだけでもダメなんです。行政の持っているいろんな問題点、社協の持っているいろんな問題点を両方わかりながら、どう組み合わせてどうくっ付けてつなげていくか、それをやっていくには双方からリスペクトされないと難しいですよ。

それをずっと時間をかけながらやってきた中で、いろんなしくみも作れて、私自身がその運営委員長に収まっているのもありますけれども、基本的には次世代に少しずつ渡していっているところで、いずれにしてもそういったところをどう作っていくのか、なんですね。

そこには障がい者の方や認知症高齢者の方が持っているいろんな問題を、現場に行きながらそれを何とかしたいが一人ではできない、あるいは弁護士だけではできないという中で、いろんな人をつなげていく。つながる中で、少しでも地域にとっていい形、地域の中で一緒に…よく「共生社会」という表現を使いますが、地域の中で一緒に暮らすためにはそうした支援体制が不可欠なので、それをどうしていくのかという想いを…私だけではもちろんないん

ですけれども、『ネット懇』の中心的なメンバーは基本的にそういうものを持っています。岡山に「入居支援センター」というのもあるんですけれども、その井上雅雄という弁護士が理事長で、ずっと『ネット懇』の当初からのメンバーで、私にとっても盟友なんですけど、やっぱりその想いがとても強いです。なので、いろんな他職種の方とか行政の方とか福祉関係の方、医療関係の方とかが何かをやるときに、私だったり井上だったりを引っ張り込むというか、場合によっては担いでいくというか、そういうことをしながらいろんなしくみを作っていく。

最近では「アドボケイト制度」ですね。精神障害を抱えている方が長期の入院…しかも強制入院という形で入っている場合、この国は世界の中でも恐ろしいぐらいそういう人たちの数や割合が高くなっているの、そういった今隔離されている状態を少しでも開放していくためには、アドボケイト…代弁ですよ、本人たちの気持ちを、意思を代弁しながら地域に戻っていくというアドボケイト制度というのを立ち上げて、それに井上が入って…それに関しては、私は入っていないんですけれども、その辺が役割分担なんですけど、「そっちの領域だと井上の方が強いな」と入ってもらっているんですけれども。

いずれにしてもそうやってつないでいく…自分で「スーパーネットワーク」と言っ

てしまうと身もふたもないんですけど、何が言いたいかというと、私はいずれもう消えていくわけですから、その後をつなぐ人にそういった使命感が必要かなというのと、とにかくいろいろなことが起きます。それは当たり前なんです、いろんな立場の方、いろんな考えの方がいるわけですから。それはもう、せめぎ合いとか軋轢とか、確執とかはあるのが当たり前なんです。

そんなものがあつたから、だからやめますか？ということなんです。続けることにとても意味があつて、いろいろあります、とにかくあるんだけど、続けるという、継続していくという強い意志の中で、いろんなことがクリアしていけると確信していますね、私なんかは。

私ももちろん悪く言われることもあります。いろいろ言われたりしているのが耳に入ってくるんですけど、それでもやり続けることがネットワークを維持していく…そのことが一人一人を大事にしていく、さらに今日で言えば「自己決定権」。…まさに私の一番の命題は「意思決定支援をどうしていくか」ということで、これに関しては厚生労働省の意思決定支援の研修プログラムのときのワーキンググループに入れてもらっているんですね。当時まだコロナの前だったんですが、東京に毎月のように行って、ああでもないこうでもないやっていたんですけど、そういった意思決定支援が持っている中にとってもいろんな要素が入ってき

て、今民法の改正の話が出ていますけれども、この国の民法はそこが弱いですね。

民法858条に「意思の尊重」というのがあるんですけど、じゃあ具体的にどうやって意思を尊重するのか？というところのしくみが民法の中ではやっぱり弱いので、民法の見直しという話が出てきているわけです。いずれにしてもそういった時代に入ってきているので、そうすると尚更なんですけれども、意思決定支援は一人では絶対無理です。絶対無理なので、どうやってしくみを作ってどうやってチームを作っていか、そこをやっていくリーダーシップをとる人がいないと難しいだろうな、と思っています。

これが『ネット懇』のざっくりしたシステムのまさにイメージ図なんですけど、いずれにしても事務局も重要なんですが、リーダーがいらないと色々な方たちをつないでいくことが難しいので、それをどうやって作っていくのかということかな、と思っています。

今日は時間を90分いただいて、90分の中に質疑応答もと聞いていますので、残りの10分ぐらいは質疑応答の方に移りたいと思います。よろしくお願ひします。

司会：

竹内先生、どうもありがとうございます。

早速なんですけど、質疑応答の方に移っ

ていきたいと思ひます。

高齢者や障がい者の方の意思決定支援であつたり権利擁護というのは大きな問題だと思ひなんですけど、なかなか具体的に見えない部分もありまして、できたらいろんな質問をいただきながら、もう少し先生と話し合いを深めていきたいと思ひますので、どうぞご遠慮なくお願ひいたします。「手を挙げる」ボタンをクリックしてお知らせください。…どうでしょうか。

先生すみません、私は医療大学に勤めていて、「多職種連携」と言うんですけども医療関係者の連携がイメージされるんですけど、先生が今おっしゃった支援で、例えば最初の高齢者虐待の事例でも構わないんですけども、具体的にどのような形で直接支援をされておられて、そしてそれから「スーパーネットワーカー」とおっしゃっていたと思ひなんですけど、コーディネートがすごく大事だと思ひんですが、どのように多職種をつなげておられるのか、ひとつ具体的な例を挙げていただけるとありがたいかなと思ひます。

竹内：

基本的には、先ほどから「チーム」という言葉が一つのキーワードになっているんですけど、じゃあどうやってチームを作るのか？というときに、もともと障害を抱えていて、例えば在宅で、冒頭にありました8050の家族なんかも、できたら長く住んだ

家でやれるところまで家族でやりたいというのは、多くの家族の場合あると思うんですね。お父さんが好きですし、子どもは可愛いですし、それはいくつになっても変わらない中で、お母さんが残念ながら病気か何かで先に亡くなられている場合、お父さんが「お母さんの分まで頑張るぞ」とやられているときに、それを支えていくケアマネージャーさんとか、障がい者の息子さんの方だと相談事業所とか、それぞれの支援者が付いていく中で、いろんなサービスを使っていけるという部分と、サービスがうまく入り切らない中でその見極めをするときに、支援者だけが集まって「そろそろこの家は無理だよ」とか、支援者からすると「グループホームの方がいいよね、どう考えても」みたいになろうとしているときに、「いやいや待って、自己決定権ってとても大事だから」。

外から見ると「この家はもう無理だよ」と見えても、本人たちの意思をまさにきちんと確認しながら、「こんな選択肢もあるんですよ」と選択肢をきちんと示しながら、「それだったらひょっとして、そっちの方がいいかもしれないね」と選択肢をわかりやすく示すというのをチームでどうやってやっていくのか。そこを議論しておかないと、自分たちの方で「これがいいよね」「この人たちにとってこれがベストだ」「最善の利益だ」みたいにやりがちなところがあると思うんです。

結論としてはそれが正しいかも知れないですね。状態的には排泄なんかもうまうできなかつたりとか、食事もうまうできていないときに、あるいはお家の状態がごみ屋敷とは言わないけれども衛生面で問題があったりとかするときに、いっそグループホームとかに行ったらそういったいろんな問題が、今起きている問題が解消されるよね…というときに、客観的には解消されるのかも知れないですけど、生きてきた歴史を持っている人間は、その家の中で持っている想いというのがあるわけですから。

そうするとその想いに…よく「伴走型」という表現がされますけど、その想いに一緒になって、「本当はそうなんだけどな…」という気持ちもありながらですけど、「もうやっぱりグループホームでお世話になるしかないよね」というところまで一緒に付き合っていけるかどうか、そこまで待てるかどうかというのを、コーディネートする人たちの中で「いやいや、焦らさずに本人たちが『やっぱりそれしかないかな』と思うところまでぎりぎり待ってみようよ」という風に、チームのリーダーが持っていけるかどうか。

訪問介護なんかに入ること当然あると思うので、これは医療の方も含めてですけど、ケース会議をするときに、今のケースだったらまだそんなにお医者さんも入って来ないかも知れないですけど、もうちょっと医療的な課題を抱えている場合は、主治

医というかお医者さんもチームに入ってきていただくことになるんですけど、経験的に言うと、お医者さんは「これは無理だから…医療的な観点から行くと、手厚くケアができる所に移った方がいいよ」と、リスクをいろいろ考えてそういう風にアドバイスされる。

それ自体は恐らく正しいんですけど、医療だけでは成り立たない部分を人間はそれぞれ持っていて、そういうリスクがかなり高くてもやっぱり家で暮らしたいという想いと兼ね合いをどう見ていくのか。

そういうときも、お医者さんなんかと言われると、特に福祉関係の人たちも大体、「ドクターがそう言うのなら…」という形だし、弁護士なんかも含めて「ドクターがそう言うなら…」という感じになることもあるのですが、そこで私なんかは、それも含めて「本人を中心に付き合いましょうよ」と言えるポジションを使命として来ているんです。

そういった存在を持つことによって、福祉の方たちももっと意見を言いやすくなって、ドクターもいろんな方がおられるので、割とそういったことに寛容な、「じゃあもうちょっと待とうか」と言ってくれるドクターももちろんおられるんです。そういったことも含めて、どこまで本人の「自己決定権」というまさに人権を大事にしていくかがとても大事になってくるので、チームを作るときにもそういったところに想いを寄せて

いく。

そういったものを積み重ねながら、結果的に本当にしんどくなってきたら「やっぱり助けてください」という時期が来たりするんですね。その時にはまさに、ぎりぎりまでやってなおかつ「やっぱり施設に行くしかない」と思ったときには、割とある意味さばさばしていけるので、そういったところまで作っていけるのを…周りにそういった実績を積み重ねていけるかどうかというのがネットワークカー…「スーパー」とつけるかどうかは置いておいて、ネットワークカーというのはいろんな立場の方をうまく調整できる存在かな、と思っております。

司会：

ありがとうございます。

次の質問をお受けしたいと思いますが、どうでしょうか。「手を挙げる」ボタンでお願いします。…ございませんでしょうか。一応30分までということで、時間になってしまいました。もう少しいろいろお話を伺いたかったんですけども、以上をもちまして講演の方を終わらせていただきたいと思っております。

それでは、以上をもちまして奈良県大学人権教育研究協議会2022年度講演会を終了させていただきますと存じます。先生、本当にどうもありがとうございます。本日もご参加の皆さん、どうもありがとうございました。

2022年度 奈良県大学人権教育研究協議会
研修・交流会

2023年2月18日（土）
天理医療大学 オンライン開催

プロフィール

渡邊 洋次郎（わたなべ ようじろう）

「下手くそやけどなんとか生きてるねん。－薬物・アルコール依存症からのリカバリー」の著者。中学の頃に薬物中毒になり、在学中に何度か警察に捕まり、中学卒業後、すぐに鑑別所入所。4度の鑑別所入所を経て、16歳の終わりから18歳になるまでの1年間を中等長期少年院で過ごす。20歳から精神科病院への入退院が始まり、30歳までの10年間で計48回の精神科病院入院。30歳から3年間の刑務所服役。現在、刑務所を出て、酒や薬が止まり13年。

自助グループのミーティングへ行ったり、就労支援などを受け、リカバリハウスいちごで5年前から正社員として働く。4年前に介護福祉士受験に合格し、一昨年3月に通信制高校を卒業。

下手くそやけどなんとか生きてるねん。

－薬物・アルコール依存症からのリカバリー－

渡 邊 洋次郎

渡邊：

皆さんこんにちは。今紹介していただきました、渡邊洋次郎と申します。よろしくお願いたします。

今ちょっと外に出ていまして、PCではなく携帯で繋いでいて、画面とかオフとかよくわからないのですが、ご理解いただけたらと思います。

自分自身今は『リカバリーハウスいちご』という、依存症の人たちの支援を地域でする仕事をしているんですけども、もともと自分も依存症です。アルコールとかの依存症があって…ただ依存症の分野で言うと、例えばアルコールにしてもギャンブルにしても、リハビリ施設みたいところは結構多くあって、依存症の本人がそのままお酒とかをすぐやめて働いていたりすることも多くあるので、そんなに依存症の人が支援の仕事をしているのは珍しくないと思うので。

依存症って普段、学校とかで聞いたりします？学生さんからそういう相談とか、地域からそういう相談とか、あまり聞かないですかね？最近も学校・大学とかに呼んで

もらって話をしたときに、「依存症の本人から話を初めて聞きました」と言われる学生さんが多くて、質問では「聞いたのが初めてなんです」と言われるんですけど、「依存症の人はこういう人たちだろう」とか、「依存症ってこういう病気でしょ？」というのが常に本人たち、学生さんの中にあるんです。

それを聞いたときに、学生さん自身が依存症の本人に話を聞いたことがないにも関わらず、すでに「依存症とはこういうものだ」と思い込んでいることに対して、違和感を持ってほしいなと感じました。

自分自身今46歳で、依存症と初めて言われたのは26年前、二十歳のときに精神病院に入院して、アルコールとか薬物の依存症と言われました。二十歳で診断されたんですけど、もともと19歳からお酒を飲み始めて、依存症になったというよりも、もともとずっと薬物を使っていました。

自分はずっとシンナーを吸っていて、シンナー自体が今は持っていたり吸っていたら捕まったりするんですけど、当時も「薬物依存症」という言葉はあったと思うんで

すけど、それでもシンナーを盗んで吸ったりしていて捕まって、10代のころは鑑別所に入るとか少年院に入るとい、どちらかと言えば司法で扱われることが多くありました。

もともと大阪で5人家族で育ってきて、今はもう父親が死んでしまっているんで家族は4人になっているんですけど、ずっと大阪で育ってきました。もともと両親共に働いていて、母親が看護助手みたいな仕事をしていて、父親は運送業…小さい軽トラで赤帽みたいな仕事をしていました。

両親が共働きだったんで、母方のお祖母ちゃんが週に2回ぐらい来てくれて、掃除したりご飯を作ったりしてくれた家でした。今も頭が悪いままなんですけれども、保育所とか小学校に行っているときから、周りで起こっていることがほとんど理解できなくて、友達のことを嫌いとかそういうことはなかったんですけど、保育所とかでも何かちょっとしたルールみたいなものがあったりとか…友達5人ぐらいでちょっと悪いことをしたことがあったみたいで、そのときに保育士さんが怒って、「悪いことをしたから謝りなさい」という話になって、自分以外の友達には謝ったらしいんですけど、自分だけは謝らなかつたみたいで、それで保育士さんが怒って「もうおやつをあげへん」となったみたいなんですけど。

それも、しばらくその保育士さんがその後自分と関わる中で、「もしかしたら洋次郎

君は、自分が悪いことをしたとあまりわかっていないのかな」と後々思うようになったみたいで、自分が悪いことをしたこともわかっていないし、悪いことをしたら謝ったりとか、謝って仲直りしたりとか、その時は保育士さんが怒ったらしいんですけど、わからないままやったのを故意的にやっとなと決めつけて、「罰としておやつをあげなかったのは申し訳なかった」みたいなことを家の方に言ったりとか、何かそういう感じで、保育所とかに行ってはいるんですけど、周りで起こっていることとか周りで友達が普通にできることができていないところがありまして。5歳ぐらいまで言語でものが喋れなかったのも、母親が保育士さんから聞いたんですけど、自分の気持ちを伝えたりするのが苦手でした。

小学校に入ってから、学校に行き始めたら時間割表をくれるじゃないですか。例えば今日が月曜日としたら、火曜日はどんな授業があったら、何の教科書をそろえていったらいいのか、そのためにその紙があると思うんですけど、当時は学校で時間割表を配られても、それが何の紙なのかよくわからない子どもで、「自分と関係ないのかな」とポイツと放っちゃっているみたいな。ランドセルの中は、教科書が全部入っているかもしくは空っぽで行っていて、先生には「何でちゃんとしないんだ」と言われて、当時の先生からは不真面目でやる気のない子どもと言われて、自分も自分のことを言わ

れるがままに、「あ、自分はそういうやつなんだな」と思っています。

外履きで登校して下駄箱で上履きに履き替えるんですけど、そういうこともできなかったんです。別にめちゃくちゃ難しい話でもなくて、同級生は外履きで登校して上履きに替えて勉強していたんですけど、自分はそれができなくて、何か「不思議だな」みたいな感じで教室の中を歩いていました。

その辺のことも恥ずかしい話なんですけど、だいぶ大人になってから、30代後半とか40歳前後のときに、時間割表のことをあらためて考えたときに、「時間割表ってそういう意味があった」と、そういう風に活用したら自分のために役立つし、それで勉強もちゃんとできるんだなと分かったんですけど、当時は違和感がすごくあったんです、教室の中で。違和感はあったけど、自分が「何がわからへんのかわからへん」という状態というんですかね、何がわからないのかわかっていたら人に聞けたんですけど、自分がわからないことを周りに対してどう表しているかわからず、周りはやらない姿だけを見て、そういう風に思っていくんだみたいなことがありました。

宿題とかもほとんどしたことがないですね。その時とかも週番とかがあって掃除当番をさせられるんですけど、早く帰りたいから帰ってしまう子どももいたんです。学校としては、悪いことをした罰として掃除当番をさせているので、掃除当番をせずに

帰ると「反省していない」という感じになってしまうんです。でも自分の中では、宿題をしないというのと、掃除当番、そこらへんが分裂してしまっていて、反省する気持ちもなくて、自分自身もそういう風になっていきました。

5人家族で年に2回、お盆とお正月は田舎が香川県にあったんですけど、そこに帰ることがあって、その時に両親が共働きだったので、母親が一日仕事だったので、一日遅れて田舎に帰るとか、逆に母親だけ大阪に先に帰らなければならないことがあって。その時に、姉ちゃんと妹はそれなりに楽しそうに過ごしていたんですけど、自分だけはめちゃくちゃ寂しくて、母親がいなくて寂しい気持ちを父親に言うと、父親は基本的に酒飲みな人だったので、ずっと酒を飲んで機嫌が悪かったんですけど、そこに「お母さんがいなくて寂しい」と言ってくる息子に対して、機嫌がさらに悪くなって、嫉妬心もあったと思うんですけど、息子が自分のことではなくお母さんのことで寂しがっていると言いに来るから、それも気に入らなかったのか、「お父さんとお母さんどっちが好きや」と何度も聞かれて、普通に「お父さん」と言う癖ができたというか、その場しのぎで「お父さんが好きだ」と言えるような子になっていました。

もう一つは、母親に対する自分の寂しい気持ちを伝えてしまうと、母親も悪気があって寂しい思いをさせているわけではなく、

生活していくために働いていて、息子から寂しいと言われると困ってしまうようなところがあって、「自分が寂しいと母親に伝えると困ってしまうんや」と思うようになって…これも大人になってからなんですけど、感情っていいも悪いも、正解も間違いもないと今は思っているんです。

ただ当時の自分は、そこで「寂しい」と感じて母親が困ってしまう姿を見る中で、「間違っただけで感情を持ってしまった。こんな風に感じたらあかんのや」とすごく自分の中で思って、しかもそれを伝えてしまうと人が困る。「寂しい」という自分の気持ちを言ってしまうと、何か人が困ったり人の手を煩わせてしまうみたいに思うようになっていて、自分の気持ちを全然表さない…表さないというか、その場で逃げていくような。

だから万引きとかを小2ぐらいからしていたんですけど、万引きをし出した理由は、父親がタバコを吸う人だったので、それを盗んで来て友達と吸ったりして。何か話し合えないといけない場面でもどこかに消えて行ってしまいうような…消えて行って、友達と騒いだり万引きしたりタバコを吸ったりして、ちょっと悪びれた感じで遊んだりしながら、何かうやむやにしていくみたいな、きちんと話し合うことを小さいころからやらない、やれない自分がいました。

大人になってから母親に「洋次郎には反抗期がなかった」と言われたときに、自分

的には中学のころ不良をしたりとか警察に捕まったりとかいろんなことをして、非行はしているつもりだったので、反抗はしていたつもりだったんですけど、でもその時に母親が言わんとした反抗期は、「自分はこう思う」とか「自分はこうしたい」とか…何とというか、母親は母親で考えとか気持ちはあったけど、自分はこう思うというのをちゃんと言わない、対立しない、そんな子どもだったのかな…というのがあります。

母親との関係の中で、自分という人間に対して、普通に「大事な存在だ」と思えるものが自分の中になくて。中学に入ってからシンナーを吸ったりバイクに乗ったりとか、不良みたいなことをし出したんですけど、小学校4年ぐらいからやっていたのは、虫を捕まえてきて食べるとか、友達のおしっこを飲むとか、そういう気持ちの悪いことをしている子どもで、そういうことをしていたら同級生とかが構ってくれるじゃないですか。

全然いい構い方じゃないんですけど、簡単に言うと「いじられる」みたいな、「お前アホちゃうか」「気色わる」みたいなそういうことを言われて、ただその時、小さいときに思っていたことは、確かに内容はあまりよくないけども、人に構ってもらえてうれしかったし、逆に言うとそういうことでもしなかったら、人が自分に關心なんか持たない、關心を持ってもらえるような要素はないというのがあって。

「劣等感」という言葉がいいか悪いかわからないですけど、それがあるとしたら例えば仕事ができるとか学校に行っているとか、スポーツができるとか、能力的な部分はあまりどうでも良かったというか、賢い子どもがいて頭が悪いと言われてもそこは別に平気だったんですけど、そこじゃなくて、人としての大事さというか価値みたいなものについての劣等感がずっとあって。

友達とかに例えば「洋次郎、生きてるのか？」と言われてもちゃんと「生きてる」と言えない感じというか、自分が「生きてる」と言っても、「そんなのは生きてると言われへん、ごめんなさい」という、そこに対する自分が生きてるとか人生の土台になるものがすっぽ抜けているような状態になっていて、その後も中学のころとか二十歳になる前とかも、友達だったり付き合っている彼女だったり、いろんな関係が一応はいるんですけど、どこかで「本当の自分は絶対見られたらいけない」というか、「本当の自分を出してしまったら、人はきっと離れていく」というのがずっとあって。

だから、人と出会ったり仲良くなったり、お付き合いしたりとかし出しても、最初は全然いけるんですけど、親密になっていきそうになればなるだけ怖い…何かの拍子に本当の姿がぼろっと見えてしまったら、人は絶対離れると思っていたので、その怖さの中で、相手から切られるよう先に自分から切っていくというか、逆に言ったら親密

な関係になることを避けていくみたいな…そういう風にして、「これ以上傷つきたくない」というか、「そういう自分は見たくない」という感じで、ずっとそういうことをし出していました。

例えば、小学校のころの万引きとかにしてもそうなんですけど、虫を食べて友達に「アホや」と言われることにしても、不良をやり出してからのシンナーやバイクにしても、一見全然違うことじゃないですか。法律違反なこともあれば、馬鹿にされる程度で終わることもあって、それぞれ違う風に見えるかもしれないですけど、自分の中では全部一貫しているものがあって、空っぽな自分を埋めるというか、空っぽな自分を見て見ぬふりをするというか気づかないふりをして、でもその中で取り繕って、いろんなことをするようになっていったのかなというのがあります。

あと一つ、小学校のころに仲のいい友達が1人だけいて、毎日のように遊んでほしくて「遊んで遊んで遊んで」と言いまくっていて、何かのときにその友達から、「洋次郎、ほかに友達おれへんの？」と言われたことがあって、それを言われたときに、それまでもあまり考えなかったんですけど、あらためて考えると自分には友達が1人しかいなかったんですけど、相手にとっては複数友達がいる、そのうちの1人が洋次郎君という…何て言うか、重みが全然違うというか。

友達と遊ぶということを前提にしてしま
うんですけど、そうすると相手は選べるん
ですよ、洋次郎以外の友達がいるので。だ
けど自分にはその子しかいない、自分には
選択肢がなくて相手にはあるから、常に主
導権が相手にあるみたいな、洋次郎との関
係を、相手は切る・切らない、それを恐れ
ながら「友達を切らないでください」みた
いなお願いをして…実際にお願いをしたこ
とはないんですけど、どこかでお願いをし
て何とか関係を続けてもらっているみたい
な。

それに対して、本当はどこかに惨めな気
持ちがあったりとか、あかんかった自分
がいたと思うんですけど、でもそれを直視
できないというか、直視してしまうと…何
て言うか、そこは見たくないというか、う
やむやにしたいところがありました。

中学に入ってシンナーを吸ったりバイク
に乗ったりしたときに、シンナーを吸っ
て気持ちいいとか、バイクに乗って強くな
った気持ちになれたというのは実際にあ
ったんですけど、ただ虫を食べたりした
ときに友達が構ってくれたのと同じよう
に、不良行為をしていると、それをやっ
ていない友達から「洋次郎、バイクはど
こで盗んでるの?」とか「シンナーって
気持ちいいの?」とか、途中ぐらいから
警察に捕まったりとか、中学のときに
家庭裁判所とかに行っていたので、「家
庭裁判所って何をするとこなの?」と
聞いてくれて。

それをちょっと偉そうに…偉そうにとい

うか、向こうは質問をしてくる側で、それ
に対して答えてやる側に回れるというか、
何か自分の方がちょっと優位な…自分
主導の関係性というか、簡単に言うと自
分がコントロールできる関係性がそこ
にあるというか、そこさえ保ってさえい
たら何とか生きていけるみたいな…命が
生きていけるという部分よりも、何か自
分の思い通りに人の中で関係を作りな
がら、自分の思うような感情を、悪い
ことをしたりしていた中には感じられ
ました。

当時の自分にとっても、シンナーを吸
うとかバイクに乗るとかそれを盗んでく
るとかも、当然犯罪だし悪いということ
もわかってはいたんですけど、でもそれ
以上にそういう感覚をもらえたことが
重要だったのかな、というのがあります。

精神科病院に二十歳から入院している
んですけど、例えば「任意入院」とか「
医療保護入院」とか、「措置入院」とか…
最近では医療観察法とかちょっとよく
わからないところもあるんですけど、
そういういろんな入院の仕方があるん
ですけど、自分は二十歳から精神病院
に48回入院しました。そのうちの10
回ぐらいは任意入院という、一応自
分の意志で治療をしたい・続けたい
というもので、あと30何回医療保護
入院をしていて、あと3回措置入院も
しました。

自分は中学のころにちょっとしたいた
ずらごっこみたいな感じで、じゃんけ
んで負けたらタバコで焼くとかみんな
やっていた

んですけど、そういう自傷行為というよりも、儀式のようにして自分の体に火をつけることが始まった。最初は中学の終わりのころで、卒業が近づいてくるまでは「友達はどうしていくのかな」「この先どうなるのかな」とあまり考えていなかったんですけど、近づいてきたときに友達と離れるのが寂しかったりとか、自分がこの先どうなるのか全然わからないある種の不安があったりして。

今思うと全部自分の感情…寂しいとか不安な気持ちとか、だけど当時の自分は、ただ寂しいと感じて不安な気持ちでいるんだということをたぶん受け入れられない何かがあって、だからそういう感情を抱いたことを誰かのせいとか何かのせい…「友達って言ってくせに、結局最後の最後になったら自分の人生を選んで生きていくんや。友達が人生を選びやがった」という風に、相手のことを責任転嫁することで、自分の感情を肯定するというか、ただ自分がそう感じた中で、気持ち悪い話で申し訳ないですが、儀式みたいにして自分の体を傷つけていました。

何かなんでも傷を作って、その傷の中に自分の今言ったような感情を全部詰め込んで、詰め込んだ気になって、カサブタができたら封印されてハイおしまいと。それを自分の糧にして、自分の体を傷つけることをしていました。

ちょっと大げさなんですけど、人間って

1秒1秒を生きているじゃないですか。1秒1秒を生きて未来につながっていくじゃないですか。それだけキャパがなかったのか、「寂しいな」「不安だな」というまま1秒1秒を受け入れられないぐらい自分はしんどくて、自分の体を傷つけながら、意識とか記憶とかを切っていった気になるというか、「これでおしまいだ」「これで何もなかったんだ」と言い聞かせもせず生きていました。

ちょっと言い訳っぽいんですけど、人に対して嫌な感情を抱くじゃないですか。だから、その分自分も体を傷つけたということで、何かこれでお互いさまというか、自分にも外傷を負わせたということで納得するようにして、自分の体を傷つけていました。

その後、中学を出てからシンナーが止まらない状態になっていたので…あと依存症って、関連問題がすごく多くあるんです。アルコールにしてもギャンブルにしてもそうなんですけど、依存症そのものは病気なんですけど、例えばギャンブルだと借金しながら、家賃を払わなければならない分のお金も使ってしまったって、家賃を滞納して家を追い出されたとか、アルコールにしても薬物にしても、家に入れなければならないお金を使い込むとか、子どもさんの貯金箱を割ってそのお金で酒を飲んだとか、自分だったらシンナーを盗んでくるとか、中心にあるのは病気は病気なんですけど、それにま

つわるというか、その関係の中で犯罪というのが多くあって、自分も中学を出てからはさらに頻繁に捕まるような生活で、月に2回ぐらい警察に捕まって、罰金を支払う様な生活をしていました。

実際に16歳の終わりから1年間少年院に入ったんですけど、合計4回ぐらい鑑別所に入りました。3回目に鑑別所に入ったときに、さっきちょっと話した父親が肝臓のがんで死んだんですけど、その時も少年の事件で鑑別所に入っていたので、一応家庭裁判所の配慮と姉ちゃんが「このままお父さんと洋次郎が合えないまま死んでしまうのもあれだな」ということで、看取りに行く機会を作ってもらいました。

一応家庭裁判所から外に出してもらって、父親が危篤になった病院へ行ったんですけど、行ったときにはもう意識もない状態で、一応目は開いてどこかを見ていたんですけど、違う言い方になるんですけど、魚の死んだ目というか…普通に使う魚の死んだ目じゃないんですけど、濁ってどこを見ているかわからない顔をしていて横たわっていました。

その時に親戚中から…近所に住んでいる親戚なんですけど、「お父さんがこんな状態なのにどこ行ってるの」と言われて、自分としては「近所に住んでいるし知らないわけないだろう」という思いもあって、何か当てつけで言われた気がして、腹が立って文句を言ってしまったんですけど。

それともう一つは、父親に対してものすごく好きだった気持ちはそんなにないんですけど、それでも小学校のころ忘れ物をしたときに届けに来てくれたとき、何か友達に自慢したいなと思うぐらいうれしかったりとか、あと鑑別所に入っているときも面会に来てくれて、無言で二人で座っているような光景とか、自分の中で父親に対して多少思い出があったんですけど、父親が死んでいく場面で、そういう風に思っている…自分の中で「寂しいな」「不安だな」というちょっとイメージとしては柔らかい気持ちですけど、うれしいとか素直さ、やさしさを思っているんですけど、そういうものを父親に対して思っている、結局それを生かさないというか、感じていることと行動がバラバラじゃないですか。「申し訳ないな」という気持ちを持ちながら悪いことをして苦しめている、みたいな…。

気持ちと言葉がめちゃくちゃすぎて、「自分は一体全体何なんだ?」と分からなくなってしまって、そのときにわけがわからなくなって感じているくせにそういう風に表現しない自分が、「人もこうやって死んでいくんだ」と思う中で、自分の中で言葉で言う「悪に生きる」と決心したとか、「悪に生きる」ことを課した、背負わせたんですけど、それは別に悪いことをしたらいいというよりも、何か「寂しいな」とか「うれしいな」とかやさしさみたいな気持ちを持っていても、結局誰のことも大事にでき

ないし、しかも自分自身も痛い思いをするわけじゃないですか、それによって自分が傷つかないといけないので。

だから、そういう感情は一切切どこかにやっちゃって、何も感じないようにして、苦しんで死んでいけばいい…そういうさだめみたいなことを自分に言い聞かせるようになりました。

ただそのことをだいぶ長い間引きずって、三十何歳になるまでなかなかそれは取れない状態だったんですけど、父親が死ぬ場面で、ごめんなさい、話がちょっと前後しているんですけど、二十歳でたまに酒がやめられそうになったりとか薬物がやめられそうになったときとかに、飲まない生活に入っていくそうになっても、「絶対そっちに行ったらあかんのや」みたいな…薬物をやめられる、酒を飲まない生き方をして幸せになっていきそうになると、「絶対そっちに行ったらあかん」という…。

一見、お酒飲んだり薬をやってフラフラになっている人たちって楽しそうに見えるじゃないですか。確かにおかしくなって楽しい面はあるんですけど、でもどこかでとことん苦しめなければいけないとか追い詰めるために使い続ける…「脱却したらあかん」と。「苦しみ続けることから逃げるな!」ということ自分をずっと課した、みたいな。そういう中で使い続けました。

父親が亡くなって、自分は17歳でその後1年間少年院に入って、18歳になって少年

院を出てきて、そこから水商売をし始めたので、アルコールもすごく飲めるようになっていきました。最初からブランデー1本とかそれ以上飲むような仕事だったので、自分も同じようにして飲んでいました。

当時一緒に働いていた人たちとかが、自分が酔っ払ってクローゼットとかで引っ繰り返っていると、起こされて「トイレで吐いてこい」と言われて…普通の人がお酒を飲んでいてトイレで吐くのって、気持ち悪いから楽になるためじゃないですか。だけど当時店で言われていたのが、「吐いたらまた飲めるやろ」「胃を空っぽにしたら、その分また酒が入るやろ」とそういう感じでみんな飲んでいたので、自分も18歳で年齢も若かったし、どれだけ飲んだか、売り上げを上げたかを競うような世界だったので、どんどんそういう世界に馴染んでいきました。

ただ、一緒に働いていた人たちが将来どうなったかは全然わからないんですけど、自分自身はかなり早い段階で依存症の症状が出ていました。ただ、その時はまだ18～19歳で診断をされる前なので、「依存症」という病気の病識がまずない状態で、仕事をしていても飲んではいけない時間帯があったんですけど、その時間帯でも酒を飲んでしまう自分がいたり…1杯飲んでしまうと止まらないので、15分おきに…「酒を飲みに行きます」とは言えないので「トイレに行ってきます」と言って、頻繁にトイレに

行くふりをして酒を飲むということから始まって、当然15分おきとかにトイレに行き帰ってくるたびに酒が入っているのによれよれになって帰ってくる。そのことを触れられても「絶対飲んでいません」と嘘をつくようになったりとか、そのことを責められて喧嘩になったこともあって、自分がおいしく楽しくコントロールしながら飲んでいるというよりも、優先順位上、酒がまずあってその中で物事をやっていくようになっていたので、人とも揉める状態で飲酒をしていました。

自分が今働いているリカバリーハウスいちごはその時はなかったんですけど、アルコールとか薬物依存症だと「ダルク」とか「マック」とか、実際にアルコールだと「断酒会」とか「AA」とか、いろんな自助グループがあるじゃないですか。そういったところの歴史を考えると、25年前とか30年前にすでにあっただけです。

ただ、社会の中にはたくさんあったと思うんですけど、自分の中では精神病院に入院したり通院したりして、お酒とかをやめながら生活している人も社会の中にたくさんいるみたいなことを…ほとんど自分は情報もなかったし、どちらかと言うと薬物依存症と聞いたら、牢屋に入れられて吠えているような人が「ヤク中」だと。だから、体にアルコールを摂取してどうこうなっている状態とか、薬が体に入ってその作用でおかしくなっている人を「薬物依存症」と

ただ思っていたので、そういう状態で自分を見ていました。

どちらかと言うと警察に捕まって、「反省しろよ」とか「ちゃんとしろよ」、「更生しなさい」みたいなことをずっと言われてきているので、なかなか病気という風には見られないでいました。

精神病院に入ったときも、自分から治療してほしいから入院したというよりも、本当に最後の19歳、二十歳になる前とかはお酒もシンナーも止まらない状態で…これはちょっとわかりにくいかもしれないですけど、依存症になった状態のときに頭の中でこうバーと、ルールが決まってしまう、「ウイスキーのハーフボトルを絶対1日2本飲む」という決まりができてしまって、3日後の分までお酒を家に置いておかないとすごい恐怖観念に囚われていて。

父親が死んだ後、母親と一緒に暮らしてはいたんですけど、そんなにお金もなかったんで、お酒はコンビニへ行って盗んで帰ってきていて、何回も何回もコンビニへ盗みに行くから「防犯カメラに映っているんじゃないか」という怖さもあって、酒を盗むことに失敗したらどうしようもないので、「刃物を持ってコンビニへ行かなければならぬ」と精神的にも追い詰められていて、それを飲んでボロボロになっていくと、飲むためのお酒を窃盗して回るといって、本当に止められない状態の中で、人を殺すか自分を殺すかぐらいに追い詰められていたとき

に、唯一自分が頼れるのは警察でした。

警察だったらとりあえず身柄を拘束してもらえたら、何か事件に関係できるかなと思って、「警察に捕まえてください」と言って、たまたま来てくれた警察官がその状態を見て「依存症じゃないか」と思って、依存症を治療するかどうかと聞いてくれたので、初めてそこから精神病院につながりました。

ただ、それが二十歳ぐらいなんですけど、なかなか自分の中で「依存症」という病気が…依存症って「否認の病」と言われるんですけど、すごくわかりづらかったんですよ。二十歳ぐらいでアルコール依存症で入院している患者さんもそんなにいなかったし、もう一つはさっきから話しているみたいに、最初薬物を使い始めて、薬物の延長線上でアルコールの別の問題が出てきたり…だけどそれが全部、自分が生きてきた中で必要として…というか、何とか自分らしく生きたかったというか、そういう中で身に着けてきたものでもあったので、どちらかと言うと水商売をしているときの自分とか、不良をしているときの自分が「自分らしさ」だと思っていた、アイデンティティみたいなものでもあったので、それを「アルコール依存症だからお酒をやめましょう」「薬をやめましょう」と言われても、わかるようにわからへん。

「病気だからやっているのだから、その病気を治しましょうね」と言われても、自分が望

んでやってきたし、それを悪いとわかっていてあえてそう生きるのが自分を持ってやってきたから、「それは病気じゃない」というところで、病気を認めていても都合よく解釈した依存症の病気として受け入れているようなところがありました。

その時に「断酒会に行きなさい」「AAに行きなさい」と言われて、一応そういうところにも行ってはいたんですけども、なかなか自分が「お酒をやめていかなければならない」「お酒に問題がある」というのがなかなかわからなかったので、構ってくれるから楽しいから行くぐらいの感じしかなかったんです。

「お酒をやめなければならぬ」と考えたときに、最初は解放病棟にいたんですけど途中から閉鎖病棟にばかり入院するようになって、不自由な生活を強いられるということと、母親に対しても迷惑をかけるじゃないですか。その2点ぐらいは酒をやめなければならぬ理由としてはあったんですけど、でもそれ以上に酒が飲みたくなくなってしまおうと、自分の中で何でやめないといけないのか全然わからなくて、結局は飲んでしまいたいなことを繰り返していました。

最初のころは本当に開放的な病棟で、外の治療とかに行かせてもらったりもしていたんですけど、途中からさっき言ったみたいに関連問題というか、お酒を飲むこと自体病気が病気なんですけど、その中で行動が派手になったりとか、暴れてしまおうとか

体を傷つけるみたいなことが多くなっていたので、気づいたら精神病院に入れられて、何か言ったら保護室に入っているみたいな、拘束されているみたいな状態が続くようになりました。

精神病院自体が…今はどうか分からないんですけど、「治療している」と思ったことがないんです。環境としても狭いじゃないですか。居室があって廊下があってデイルームがあるだけの所に何か月間かいて、何の治療をしているのかよくわからない状態で生活を強いられて、自分が思ったことを言うと「精神病院が正常で納得行っていない患者の方がおかしい」となって、保護室に入るという生活の中で、「自分は社会の害になるからこういうところに入れられているんじゃないか」という思いしかなかったのと、どちらの世界で生きている人間なのか…自由な社会で生きていていい人間なのか、それとも自分みたいな要素を持っている人間は一生精神病院みたいなところで閉じ込められて生きていかなければならないのか、そういう類の人間なのかとすごく悩んだ時期があって。

最初のころは外へ出て自由に生きてみたいとか、人並みに友達と遊んだりしてみたなと思ってはいたんですけど、どんどん、どんどん、そうなれない自分がいて、そのたびに自分が自分に落胆していくというか、その繰り返しの中で自分が「幸せになりたい」とか、「社会の中で自由な世界で生きて

みたいな」…みたいなことも思わない方がいいというか、期待とか希望を高く持てば絶望とか失望が低いじゃないですか。そうすると高低差が広がるからその高低差の分だけダメージがあるので、最初から「どうでもいいわ」とか「一生精神病院で生きていけばいいんだ」みたいなことを思うことで、これ以上傷つかないことを自分は選んできたのかな、というのがあります。

最終的に3歳のときに事件…シンナーをずっとやめられなかったので、そういう事件の関係で1回目は執行猶予がついて、その期間にもう1回事件を起こしたので刑務所に、合計して3年ぐらい入りました。

刑務所自体は自分がよくないことをして入っているので、そこに対してどうこうという話ではないんですけど、自分にとっては1年半は雑居房という集団部屋にいて、残りの1年は独房にずっと入れられていて、雑居房のときはみんながそんなにちゃんと考えてやっている状況ではなかったので、自分も一緒になってとりあえずその日暮らしをしていくというか、「出る日が来たらどうしようかな」というぐらいで生活していたんですけど。

独房に1人で入ることになってから、自分自身と向き合う時間ができたのと、今まで入退院の繰り返しのときに結構言われていたのが、境界線の問題と言われていたのがよくあって、見捨てられる不安があるとか、いろんなそういうことを言われていた

んですけど、そのことについても何か、出来事で言うと外の社会にいる人のことがすぐく気になるじゃないですか、家族にしても友達にしても「何をしているのかな」とか、「会いたいな」とか。その感情自体はプラスというかポジティブな感情であっても、そういうことでこっちの中でいっぱいになると、自分が刑務所の生活を送れないほど精神的に不安定になるんです。

その時に、自分に許されていることは刑務所で1日を送ることしかなかったので、とりあえず自分の頭の中のいろんなものをどけてたんです。どけて自分の生活を最優先にしたときに、何て言うか、物理的に人が自分の中に入ることは当然できない環境だったんですけど、精神的にいっぱいいっぱい入れ込んでしまうと、それによって自分の1日がまともに生きられないぐらい不安定になると思ったときに、外したんですけど、追い出したんですけど、それが自分にとって守ってほしかったスペースがある、自分が自分であるためのスペースがあるんだ、そこは自分にとっての境界線がそこにあるのかな…という風に思うようになって、当然自分にあるものは人にもあると思えたと、そこはお互いに境界線を大事に関わるということも、別に嫌われているからということじゃなくて、自分が自分でも大事かなと、その中で感じました。

もう一つは、いい意味でも悪い意味でも底辺の生活だったおかげで…人間の体って

勝手に生きている部分って多くないですか？例えば、血は勝手に誰かが作って勝手に流して、心臓も勝手に動いて、爪も勝手に伸びてきて、皮膚も勝手に再生か何か知らないですけどなっていて、人間の体って自分の意志でどうこうできるものじゃないけど、生きてくれているところが多いじゃないですか。

それが、自分にとっては社会にいたころは、いろんな虚勢を張ったりとか自分を卑下するとかあったし、「友達が100人いるから俺はすごいんや」とか「こんなすごい人たちから評価されているんや」とか、「こんな風に生きているので俺はすごいんや」とか、そっちをどんどん膨らませられたんですよ、社会では。

でも刑務所の中で、見栄を張るといって自分を大きく見せるものが一切切切なくなった状態のときに、ただただ生きているだけの体である、とか自分であるしかないとか、そやけど一日一日を生きようとしてくれているんだと。社会的に見たら全然評価もされないこともわからないですけど、だけど本当に生きようとしてくれていると思ったときに、それに対して自分の中で申し訳ないなという気持ちがあったし、それがあったからか、独居房にいたときに心臓が見えたんですよ。

心臓が見えて…今まで小さいころからおかしいおかしいと言われて、悪いことをし出してからは「ちゃんとしろ」「変われ」と

か、あとは人権教育であるかどうかわからないんですけど、「命は尊い」みたいな話があるじゃないですか。ああいうのが大嫌いで、確かに尊いと感じる人はそれでいいと思うんですけど、いろんな状況の中でなかなか自分の命が尊いとか大事だとか感じられないままで来たり、ずっと自分の体を傷つけたりしていたときは、本当に自分のことを醜いと思ったし殺したかったし、そういう恨みとか殺したい気持ちで延々と身体傷つけてきたんです。

だからそういう風を感じていなかった自分がいて、だけど生きようとしている心臓がぱっと目の前に出てきたときに、一つだけわかったのは、自分の意志で殺したいとか死んでしまえと思っていたにも拘わらず、自分の中で生きようとするものがあると思ったときに、少なくとも自分の意志ではないことだけはわかって、だけどそれが誰の意志かはわからないけど、自分の意志ではない何か自分がの中で生きようとしていて、ずっとこっだけ生きさせてくれていて。

だけど当の本人からは「汚い」「醜い」「死んでしまえ」と思われながらも、文句を言わずに生きようとしてくれたものがあったんだと思ったときに、その部分に触れることができ、ちょっと嘘っぽいかもわからないんですけど、言葉がわからなかったんですけど、「愛」だと思ったんです。

その時に涙も出たり、愛おしいと思ったんですけど、それから一つだけ変わったの

が、今まで自分は散々な生き方をしてきた自分がいたんですけど、どっかでこの世のどこにも人の中にも、自分の中にも「“愛”なんてない」と思っていたんです。

だから、この世のどこにもそんなものはないと思っていたから、どんな風に生きても構わないと思っていたし、人から自分の生き方を否定されても、「お互い様とちゃうの」と思うしかなかったんですけど、それが自分の中に「愛がある」と思ったときに、人はどうかわからないんですけど、自分の中では辻褄が合わなくなったんです。愛がないことを前提に納得してきた生き方が、「愛があった」となったときに、「あれ？ ちょっとおかしいことになったな」みたいな…。

自分の中で「だから俺はこうやって生きるんや」と思っていたものが崩れてしまったというか、その時に「自分はそうやって生きると決めて生きてきたけど、もしかしたら全然望んでいないことをやり続けてきたのかもしれない」…そういう風に生きたかったから生きたと望んでいないことを自分でも気づかないままに、延々と繰り返してきたのが自分が生きてきた今までなのかと思えた。

その時に「生きよう生きよう」とするものが…ちょっとこれは理屈とかで説明できないんですけど、ただ本当に愛おしかったし、生きようとしてくれていることに対して、本当に大事にしたいなと思えた気持ち

があったからそうなったのかもわからないですけど、今までの自分が薬物を使ったり自傷行為をしたりとか、不良をして「ええかっこ」して強い自分を演じたりとかしてきたときにいろいろやってきた方法が、等身大に生きようとしないう…拳1個ぐらいの心臓だとしたら、その1個の心臓が1個なりに生きようとしていることが認められなかったんです。

だから、障がい者や精神疾患と言うとどちらかと言うと差別されている側に回りやすいのかもしれないんですけど、今までは「誰も俺のことをわかってくれなかった」「誰も自分のことを信じてくれない」と散々周りに対して言ってきたんですけど、でも本当に一番ちゃんと認めてあげようとか、信じて「大事やで」と聞いてあげようとしなかったのは自分なんだ、ということだけが分かったんです。

心臓1個分を「そんなんあかんのや」と思って100倍の心臓にしようとしたりとか、1個でしかないことを蔑んだりして、1個であることをちゃんと見ようとしてあげなかったのが自分なのだと思ったときに、ちょっと極端かも知れないですけど、その後自分の人生があとどれぐらい残っているかはわからないですけど、残っているのだったら、人から「アホ！」と言われても、それでも自分で生きようとしているものに対して向き合って生きてあげようとさえしたら、それだけでいいと思えるぐらいの思

いが出ました。

それが自分にとって、生まれて初めて「変りたいな」と…社会にとっていい人間になるとか、社会に適応するために変わるのではなくて、本当に大事にしたかったものを大事にして生きていける自分になりたいと思いました。

それは刑務所で体験したんですけど、そこから33歳で刑務所を出てから、お酒を飲んだんです。今働いているいちごという所に通ったりしながら、飲んだりやめたりしていたんですけど、刑務所を出るときにも「いちごという所に通いたい」と話をしていたので、その手続きとかもいろいろさせてもらっていたんですけど、結局出てきていちごの職員に対して腹が立って、「やってられへん」と簡単に酒を飲めたりして、ただ自分にとってこれも大事なんですけど、今まで「依存症」と二十歳で言われてから全然わからなかった依存症が、やっとなに落ちたんです。

1杯のお酒に手を付けるとコントロールが利かないからどんどん飲んで、精神病院へ行くまで飲み続けるということは、わかってはいたんです。ただ、自分自身が酒をやめられない弱さをどうしても認められなくて、何回失敗してもまた自分のやり方で頑張ろうとして…決して飲み続けてやっていったらいいとは思っていませんでしたけど、でも自分のやり方でやろうとしていつも結果は一緒みたいなことをやってきた結果、

うまくコントロールして飲むこともできないし、酒をやめることもできずにやったことが、やっと納得ができました。

その時に初めてミーティングに行ったり、仲間との関係がそこから作れていっているんですけど、自分の内側に向けた「助けてほしい」という気持ちが初めて外に向けてくれて、外に対して「助けてほしい」と助けを求めることができるようになりました。

もう一つその時に感じたことがあって、今まで入退院をしていたときは、お酒を取り除くとか、問題を取り除いて解決していく人たち、アルコールとか薬物の症状は治らないし、それを持ち続けている自分として生きていくんだという…治ることを目指すというよりも、こういうものを持ってしまっている自分として、これからどうやって生きていくんだ？ということ初めて考えました。それを思ったから、余計に仲間との関係とか、仲間の意味合いが自分にとって変わってくれたのかなと思います。

最初の3年半ぐらい…お酒が止まって13年と11カ月ぐらい経っているんですけど、お酒をやめた最初の3年半ぐらいは、とりあえずやめ方もわからなかったので、いちごを辞めたのでミーティングに通って、とりあえずお酒をその日1日だけ飲まないということをしていって、その中でリハビリハウスいちごにもう1回行こうと思ってそこを利用する形になって、最初は1時間の仕事とか、芝刈りをしたりとかお客さ

んの送迎をしたり、大阪市内だと自転車を整理する仕事があったので、そういう1～2時間ぐらいの仕事をさせてもらって、ちょっとずつ仕事の量を増やしていって今に至るんですけど、ミーティングに行く中で、仲間の人があまり褒めてくれないんですよ。

褒めたりおだてたり…僕が一生懸命、「すごいやろ」と思ってもらえそうなことを言っても、いつも最後には「でも、1杯飲んだらどうなるの?」と言われて、いつもガクンと落とされるんですけど、それが自分にとっては、身の丈とか等身大ということをすぐに忘れて何者かになりたい自分がいたので、そこをもう一遍身の丈に戻してもらえることで…実は等身大で生きるって最初は屈辱というか、いろんなことをさせてもらえないと思っていたんですけど、でも等身大で生きるということは、本当はものすごく自由やったというか、「自分で生きる」ことができることだと思ったので、本当の自分になれるんだと思った。

それと、同じアルコールの問題とか薬物の問題を持った人たちが、同じように社会の中で生きてくれていると思えたことが…例えば自分が言うとあまりよくないのかもしれないですけど、足が悪くて車椅子の生活をしなければならないときに、バリアフリーが全然整っていなかったら自分の障がいを受け入れがたいじゃないですか。受け入れていくためにいろんなものをパーッと

失って。

だけど、そういう状態になっていろんな問題を受け入れても、好き放題というか思うように生きている人たちが世の中にいっぱいいたら、自分がその事実を受け入れて生きていくというのもハードルが下がるというか、確かにアルコール依存症・薬物依存症を認めるのはお酒や薬を使えなくなるんですけど、でもそこさえ押さえれば、その先に自分が思うように生きられるんだということを見せてくれたというか感じさせてくれたのは、仲間の存在がすごく大きかったです。

100人から200人ぐらいの仲間を集めてミーティングをしたりすることがあるんですけど、自分も同席したときに医療関係者の人がいたわけではないんですけど、もしいたら「ここにいる100人を本当にアルコール依存症と思うかな？」と思うぐらい、本当に好き放題というか自由に生きている人達の姿がそこにあって。

自分が普段から知っている人たちがそこに来ていたので、全員依存症だとわかったんですけど、もしそういうのがわからない人から見たら、「本当に依存症と思うかな？」というぐらい好きなようにしている姿があって、本当にハードルを下げたというか、「自分は依存症なんだ」ということを認めて生きていくことを選ぶときに、同じように生きている人の姿を見られたのは大きかったのかな…というのがあります。

5年ぐらい前から、リカバリーハウスいちごで正規の職員として雇ってもらって働いているんですけど、その中でまわりの体験も仕事としてもあるんですけど、依存症の人たちの話…自分も一緒なんですけど、ミーティングとかで話を聞いていたら、自分が働いているいちごは水曜日がお休みで月火木金土と開所しているんですけど、木曜日に仲間の人たちが皆来てミーティングをしたりすると、「昨日1日歩いていた」…長居公園という所が大阪の近くにあるんですけど、そこを「ひたすら歩いていた」と言われる人が結構多くいて、一瞬歩くのが好きなのか暇な人なのかよくわからないんですけど、それを聞いて自分が感じたことは、アルコールとか薬物の依存症って、いろんな形で社会的な肩書をなくしていくじゃないですか。

例えば仕事をしているけど失ったとか、家庭を失ったとか家もなくなったとか、今の社会は社会的に「この人は何者か」と証明してくれたら信頼はしてもらえるけど、40歳50歳60歳になって、「社会的にこの人は何をしている人かわからへん」となったときに、なかなか接点が作れないというか、使い勝手のいいものがなくなっていついにも拘らず、使い勝手の悪いものばかりをいうというか、例えば精神病院の入退院を繰り返していたとか、シカトをうけるとか、依存症があるとか、そういった社会の中であまりいい形で使いづらいものをいっ

ばい持ってしまうと考えたときに、ひたすら街中や公園を歩いている人が、体だけを見たら社会の中にいるじゃないですか。物理的な肉体は社会の中に置いてくれているけれど、接点がないとか、いる場所やつながってくれる場所がない状況の中で、体だけそこにあることが本当に社会の中で生きていると言えるのかな、とすごく感じました。

実際に自分も刑務所に何年かいて、家を転居しなければならないことがあったんですけど、その時に新しく借りに行った家で大家さんと話をしたときに、当時生活保護を受けていたのでその話をしたら、「何で生活保護を受けているんですか？」と聞かれて、精神障がい者の手帳を持っていて、「精神疾患とアルコール依存症があります」と言ったら、「ボヤを出しますね」という話になって、「火災保険は入れてもらえないと思うから、家は貸せない。他を探してください」という話になったりだとか、持ってしまうものを全部前面に出してしまうと、なかなか家も借りられないという状況があったりとか、なかなかこういう難しさがあるのかなと。

自分は今13年と11カ月ぐらいお酒をやめているんですけど、いまだに変わらず依存症の人間なので、ミーティングに行ったりとか仲間の存在がすごく大事で、そのつながりの中で留めてもらっているところがあるんですけど、刑務所を出たての時に1日

2回も3回もミーティングに行って、とりあえずお酒を止めてもらっていた。…お酒のやめ方って、たぶん今もわからないんですよ。変な言い方なんですけど、「こうやったらうまくいくよ」とみんなが言ってくれるんでやっているんですけど、それはやめ方ではなくて、こうやったらやらずにいられる時間を稼ぐみたいな。

例えば今だったら、大阪府内の保健センターとかが断酒教室みたいなのをやってくれているいたり、あとはクリニックの受診だったりデイケアだったりとか、地域にある自助グループとか、いちごみたいな場所もそうなんですけど、自分も含め依存症の人間にとって、何かそういう所の綱渡り状態みたいな…だけど、それが3つより4つの方がいいし、4つより5つの方がいいというか、大海原を泳ぎ切るときに浮き輪がいっぱい落ちていたらめっちゃ泳ぎやすい。

だけど、「依存症」と出してしまったり関わってくれなくなったりするときに、海を泳がなければならないのに浮き輪が極端に少ないとか、下手をしたら浮き輪のないところを泳ぎ切るというしんどい、難しい状態の中で、本当に自分を受け入れてくれる場所が社会の中にたくさんできていくことで、依存症を持っている人もそこで助けをもらいながら、その日1日使わない生活を始めていけるのかなとすごく感じます。

さっき学生さんの話をしたんですけど、学生さん自身も依存症の話を自分がしたと

きに、「依存症の本人の話を初めて聞いた」と言いつつも、でも「依存症はこういう人たちでしょ?」とか「依存症ってこういう病気でしょ?」と思ってしまっている教育がそこにあたりとか、学生さんの率直な感想に面白いものもあるんですけど、ほんまに悪人のように教えられるみたいな…予防教育で警察が来て、「二度と立ち直れへん」みたいな、すごく怖い悪いこととして教えられることが多かったので、「それを鵜呑みにして自分たちもそう思っていた」と話してくれたり、そういったことも大事なかなと。

あと依存症に関してなかなかわかりづらい…どちらかと言うと「中毒」と言われてきたじゃないですか。だから体にアルコールが入っているとか、酒を飲んでワーツと大暴れするとか、愚痴ばかり言っているとか大声を出しているとか、道端でひっくり返っている人がアル中さんで、だけどころやって飲まないでやっているアル中さんもいっぱいいるじゃないですか。

10年20年30年と酒をやめても依存症者として生きているので、そういう意味でずっと言われてきた依存症というものも、飲んでいる人だけじゃなく飲まない依存症者もいるということ、社会の側もいろいろわかっていってほしいなと言うのが…そういう視点というか物差しが広がったら、もしかしたら今まですれ違っている人の中にも依存症の人が本当はいたけど、フィルター

をかけていただけかもしれないので、見る目も変わってほしいなと思って、話をしたりしています。

あと一つ、学生さんが言ってくれたことでうれしかったのが、「渡邊洋次郎さん、めちゃくちゃ承認欲求が強いですね」…まあ、そうなのかなと思ったんですけど、その時に学生さんたちが言ってくれたのが、「僕らもSNSをしたりとか勉強を頑張ったり、承認欲求はすごくある。ただ、それはそこそこ健全な範囲に留めているから問題ないけど、それがうまいこと行かなかったら、渡邊さんの側にそういう結果がいっぱいあるんだなと思ったときに、自分たちと地続きなんだと思えた」と言ってくれたときに、今まで他人事にできていた問題が自分ごとになってくれたのかなと思って…。

自分もそうなんですけど、TVとかだと事件とかひどいことがあると「死刑にしたらいい」とか「一生精神病院に入れておけ」とか、自分の場合なんですけど、何か切り離せてしまう気がしているんです。そういう状況下にいる人の中に、もし自分と似通った部分とか共通するものをこの人たちの中に見てしまうと、見てしまわないために切り離してしまうことが自分はあるのかなと思って。

例えば、依存症の問題にしてもそうなんですけど、ここが地続きの問題で、うまいこと行った渡邊洋次郎とうまいこと行かなかった人がそういう目に遭ったときに、切

り離してそれで良しとしてしまう社会に生きていくことは、回り回って自分がそういう目に遭ったときも、切り離されて終わることを良しとする社会に生きていくということ。

考えたら、その人のためにというより自分がそこに生きていく1人の人間として、その社会をどうしていく必要があるのかなと、学生さんたちもそんな風に考えてくれるのかなと思いました。

最後に一つだけ、自分も身近にいる2～3人のアルコール依存症とか薬物依存症の人しか知らなかったときは、個人の問題…出る杭は打つじゃないけど頭をポンポンと叩いていたら、もぐら叩きみたいに凹んでいたら問題解決すると思っていたんですけど、だけど本当に日本だけでも何千人といるし、それが世界中にいるじゃないですか、そういう問題って。

自分はアルコールとか薬物もそうなんですけど、自傷行為とか非行とかそういうことも、何か生きづらさが社会の中にあって、その中でどういう形で生きづらさを表すかだけの違いで、表れ方は人それぞれだけど、中心にあるのが生きづらい社会があるのかなということを感じています。そういう視点でも一緒に考えたいと思います。

質問もぜひ、時間があればお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。どうもありがとうございました。

司会：

渡邊先生、どうもありがとうございました。

時間がまだ少しありますので、質問を受けたいと思います。どなたか質問ありますでしょうか。「手を挙げる」ボタンをクリックしてお知らせいただければと思いますが、いかがでしょうか。

とっかかりとして私の方から…先生がお書きになった『下手くそやけどなんとか生きてるねん』というご本を読ませていただいたんですけども、今回のご講演も聞かせていただいて、アルコール依存症を克服するだけではなくて、さらに前を向いて…今もシカゴにいらっしゃるようなので、そういう広がりを持った形で活動をされている印象を受けるんですけども、克服しただけではなくて前を向いて生きようになったきっかけと言いますか、考え方もないなものを教えられるとありがたいなと思うんですけども、いかがでしょうか。

渡邊：

そうですね。なんか生きるエネルギーはずっとあったのかなと思うようになって、ただその向きがおかしいというか、死とか絶望の方に向いていた向きを生きる方向に向けてくれたことで、よりエネルギーをいい形で使えるようになったのかな…というのがあるのと、例えばいろんな人と出会ったり、今日こうして講演をさせてもらって

感じる事なんですけど、さっきもチラッと
言ったんですけど、どちらかと言うと依
存症とか精神疾患ってちょっと歪めて見ら
れることが多いところがあったりすると思
うんです。

でも自分自身も振り返ると、人のことを
ものすごく偏見で見えてきたというか、例え
ば中学や小学校のころは勉強しないことが
いいというか、大人の言うことを聞かない
のが格好いいとっていたりとかそういう
価値観で生きていて、当然学校で真面目に
勉強している人のことを弱いとか思ってた
し、だけど自分が人から見えている面だけ
で判断されたら嫌なように、同じように人
に対してしてきた自分がいて。

だからまず出会いたい、知りたい…当然
肩書の上で会うことになると思うんです
けど、だけどそこだけがその人じゃないと
いう。そのためにも、人と会うことをし
たいと思うようになったし、例えば自分が
全く人と出会わずに社会に生きていたら、
どんな人かわからない偏見だらけで人を見
ている世界に自分が生きていたら、結局憎
しみとか敵意ばかりの社会で生きること
になるわけじゃないですか。

でもその人たちと出会って行って、全部
が全部わからなくても、自分と同じ人間な
んだなと分かっていけたら、自分の生きて
いる社会がいいものに見えると思うんです
よ。だからそのためにも、人と出会って自
分が生きている社会を理解したいというか、

そういう思いは人のためにもなっているか
もしれないんですけど、自分が生きる社会を
よく見たいな…ということはしています。

司会：

人に対する見方が変わってきた、という
ことでしょうか？

渡邊：

そうですね…だから昔の自分で言うと、
社会のことをすごく嫌ったりとか、「汚い」
「ずるい」と思っている自分がいたんですけ
ど、だけど自分自身もずるいし弱いし、ど
うしようもない人間じゃないですか。だけ
どころやって、誰にというわけじゃないで
すけど、受け入れてもらいながら生きてい
くチャンスをもっている。同じように人も、
弱いとかずるいとかいろんなものを持
ちながら生きていると思うんですけど、そ
れを知っていききたいなというか…。

「もう1回生きよう」と自分で決めたと
思っているし、その選んだ先が「社会の中
で自分は生きる」と決めたので、その中で
みんながみんなきれいなわけではないけど
…あるじゃないですか、「清濁併せ呑む」と
いうか、そういうごちゃっとした社会を受
け入れていくみたいな。

そこは、きれいなものばかり追い求めて
汚いものは見たくないと思ったら自分は選
ばないし、だけど選んだ先にあるものは決
してきれいなものばかりじゃないけれども、

この社会で自分は生きると決めたので、受け入れていきたいなと思って、そのために出会うということをしてと思っています。

司会：

ありがとうございます。

チャットでコメントをいただいているようなのですが、もしよろしければミュート解除をしていただいて、コメントをいただければと思うんですが…。

質問者 A：

ありがとうございます。そこに書かせていただいたように、お話を聞かせていただいて、「生きづらさ」って誰しも抱えていることだと思うんですけど、それを分かり合える相手がいて初めて自分を受け入れたりとか、自己肯定感が上がるのかなと思いました。

ピアサポートというところの部分が実はとても大切で、そういう過程の中で渡邊先生が自分を受け入れた思いをもう少し聞かせていただいたら、多様な学生に対して私たちがその思いを受け止める参考になると思いますので、よろしく願いいたします。

渡邊：

自分の話と人の話がちょっと混ざってしまうかも知れないですけど、最近結構関わったりしている先生で、精神科の松本俊彦さんとか、小児科の先生の山内さんとか、

あとトラウマとか虐待のことをされている人たちとやりとりしていたときに、自分は母親との関係の中でうまく愛着が育たなかったのかなと思っていて、自分にとっては「寂しい」という気持ちを伝えられなかったり、伝えても一般化されたり受け入れてもらえない中で、相手にも事情があったと思うんですけど、その中で感情を認めてもらえないということは、そういう感情を持った感受性を持った自分を受け入れてもらえていないという…でも「寂しくないよ、大丈夫、頑張るわ」といえば受け入れてもらえるようになってしまって。

自分がずっと持っていた加害者の被害者性みたいなものがあるとしたら、最初に「自分という人間をだれも受け入れてくれないんだ」、だけど「生きろ」ということを要求されるので、「何をしたいいいやん」と思うようになっていったのかなというのがあって。

最初に一番傷ついたり痛みを抱えた部分を大事に見ていくことが、自分にとって大事だったのかなと感じています。その中で、例えば薬物だったら「それ自体が違法だからダメですよ」となったりとか、自傷行為とか非行とか…簡単に言うと「問題行動」と言ってしまうわけじゃないですか。そういう風に言われてしまうと、それは生きづらさの表れとして起こしてしまっているというよりも、学校にとって問題な…個人の責任みたいなどころに行ってしまうと、そ

れが生きづらさの表れで出ているという所
で見えていく、見れるような見方がすごく大
事なのかなと感じて…。

確かに目の前で体を傷つけたりとか、す
ごく乱暴になってしまったりということは、
それに関わる人には大変だと思わな
いけど、ただそれを常識とか良いか悪いかじゃ
なくて、何でその人は過去の中からそうい
うことを必要とし出したのか、その人がそ
れを通して何を求めているのか、何を満た
そうとしているのかとか、逆に何か足り
ないからそれで埋めていこうとしているの
かみたいなことが自分にはあるので、そこ
に関わる人は大事になるのかなと。

自分の場合で言うと、例えば自傷行為を
するじゃないですか。体を傷つけるような
ことをして、確かに周りは止めようと
するし、時には「言葉で言わないと分
からないですよ」と言われたりした
こともあるんですけど、こっちから
すると「言葉で言ったけど無理
やったやん。だから、自分の
体を傷つけて見せてるんやん。
言葉で理解しようとしな
いやる」というのがあって、
そうすると多分自傷行為とか
そういうことは表現の延長
線上にあると思ってるん
ですけど、そうするとそれを
無理やり禁じちゃうことは、
どんどん表現方法を奪われ
ていって、最後の最後に残
された切り札、数パーセント
の表現まで断たれてしまう
ということは、その人にと
ってどういう意味があるか
ということも…単に「危険だから

やめましょう」だけでは済
まない問題もあると思う
ので、そういうところも一
緒に考えたりしてくれる
人がいてくれることが
必要なのかなと。

最近、ちゃんと自分で調
べたりしたわけではないん
ですけど、精神科の処方
薬依存…精神科の処方薬
を飲んでいる人が多くい
るけど、市販薬を飲んで
いる人がだいぶ増えてい
るとこの間お聞きして、
最初は精神科の薬を飲む
…精神に影響のある薬
なので重度だと思ってい
たんですけど、聞いてい
くと市販薬を使っている
子の年齢は相当若い…中
学生とか高校生とかが多
いみたいで、ただ処方薬
の内容の把握ができてい
る子たちは、ある程度受
診をした経験があって、
助けを求めた経験がある。

だけど、市販薬でオーバ
ードーズしてしまう子
は、そこにも行ってい
ないの、周りが助けを
必要としているのがわ
からない状況の中で、
自分一人で解決しよう
として薬を使ったりし
ていると聞いたときに、
すごい生きづらさがた
くさんの人の中に起
こっていると思うし、
それを「あかんからあ
かん」とか、「使ってい
るものが何かわかって
いるの?」「乱用はだ
めですよ」だけだと、
何かさらに追い詰
めていくみたいなの
…ただそれをどうい
う形に出していける
のかとか、その人の
持っている生きづら
さを減らしていくこ
とをやっていくこと
で、薬の必要性が
本人の中で減って
くれば、違った形
で表せるのかなと
思うので、周囲が
よく見てい

くということが大事なのかなと思います。

質問者 A :

ありがとうございます。行為そのものではなくて、その裏側とか基盤にあるようなその人の思いとか生きづらさをどこまで共感できるかというところを、これからしっかり考えていきたいと思います。ありがとうございました。

司会 :

渡邊先生、どうもありがとうございました。

お時間になりましたので、これをもちまして奈良県大学人権教育研究協議会2022年度の研修・交流会を終了させていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

活 動 記 録

2022年度奈良県大学人権教育研究協議会活動報告

○2022年度総会及び記念講演会

日 時：2022年5月14日（土） 13：00～15：30

方 法：オンライン

総会 13：00～13：50

1. 開会
2. 会長挨拶
3. 議長選出
4. 議事
 - ア. 2021年度活動報告
 - イ. 2021年度会計報告
 - ウ. 2021年度会計監査報告
 - エ. 役員改選 議長から説明、承認
 - オ. 2022年度新役員紹介
 - カ. 2022年度新会長挨拶
 - キ. 会費の見直しについて
 - ク. 2022年度事業計画（案）及び予算（案）について
 - ケ. その他
5. 閉会

記念講演会 14：00～15：30

講演者：樹陽法律事務所 弁護士 林 良介氏

演 題：「アカデミックハラスメントへの適切な対応」

参加人数：56名

○第1回幹事会

日 時：2022年10月5日（水）

（メールによる持ち回り審議）

議 事：

【審議事項】

1. 2022年度講演会の開催について

【報告事項】

1. 行事日程及び幹事会日程

○第2回幹事会

日 時：2022年11月12日（土） 13：30～13：55

方 法：オンライン

議 事：

【審議事項】

1. 研修・交流会の開催について
2. 2021年度 研究報告編集について
3. その他

【報告事項】

1. 今後の予定について
2. 過去の関係書類の廃棄について
3. その他

○2022年度講演会

日 時：2022年11月12日（土） 14：00～15：30

方 法：オンライン

講 演 者：ネット懇・岡山高齢者障害者支援ネットワーク

代表 弁護士 竹内 俊一氏

演 題：「岡山ネット懇の始まりと課題 ～多職種による地域連携ネットワーク」

参加人数：43名

○第3回幹事会

日 時：2023年2月18日（土） 13：30～13：50

方 法：オンライン

議 事：

【審議事項】

1. 会長校の交替について
2. 令和5年度幹事校数について
3. 年度別役員一覧表について
4. 新旧合同幹事会の開催について
5. 2023年度総会 及び 記念講演会の開催について
6. その他

【報告事項】

1. 2022年度会費の納入について
2. 各幹事校における人権に関する取組の紹介・意見交換
3. その他

○2022年度研修・交流会

日 時：2023年2月18日（土） 14：00～15：30

方 法：オンライン

講 演 者：渡邊 洋次郎氏

演 題：「下手くそやけどなんとか生きてるねん。

－薬物・アルコール依存症からのリカバリー－

参加人数：46名

○新旧合同幹事会

日 時：2023年4月14日（金）

（メールによる持ち回り審議）

議 事：

【審議事項】

1. 2023年度総会及び記念講演会について
2. 2022年度活動報告について
3. 2022年度決算報告について
4. 2023年度会長校及び役員大学の選出について
5. 2023年度事業計画（案）及び予算（案）について
6. その他

【報告事項】

1. 今後の予定について
2. 研究報告冊子の保管について
3. その他

奈良県大学人権教育研究協議会
2022年度 役員一覧

会 長※	天理大学	永 尾 比奈夫
事務局長※	天理大学	北 垣 智 基
副 会 長	奈良佐保短期大学	池 内 ますみ
幹 事	奈良大学	中 戸 義 雄
幹 事	奈良教育大学	越 野 和 之
幹 事	帝塚山大学	奥 村 由美子
幹 事	奈良先端科学技術大学院大学	小笠原 司
幹 事	奈良芸術短期大学	平 田 博 也
監 査 委 員	奈良県立医科大学	細 井 裕 司
監 査 委 員	白鳳短期大学	中 山 智 子

※～2023年 3月31日 天理医療大学 会長 屋宜 譜美子
事務局長 岡本 響子
2023年 4月 1日～ 天理医療大学が天理大学と統合

資 料

結 成 宣 言

部落問題は、我国の最も重大にして深刻な社会問題であり、人権侵害の社会的現実として存在する。しかし、まだ多くの国民は、この現実を知らないし、また知っていても関わりを持ちたがらない。それらがいまも差別を存続させている。近代日本の歴史は、これまでの思想や学問、教育のなかに差別的な体質をもちつづけてきた。そのなかで部落差別や人権侵害の社会的存在をあきらかにしてきたのは、それへの苦闘をかさねた部落解放運動の歴史的なたたかひであった。それゆえに、部落差別についての正しい認識と解決への意欲なしには、日本文化を理解し、日本人として人間を解放することはできない。

とりわけ、全国水平社の発祥地、奈良県では、戦後いち早く、長欠不就学児童生徒のきびしい差別の現実に教師たちは直面し、1952年から同和教育への取り組みをはじめた。今日では全国の幼、小、中、高校において、教育権の保障、進路保障および差別を許さない人間形成の教育実践が推進されている。また、1983年には、全国大学同和教育研究協議会が結成されたが、本県においてもようやく本協議会の結成を見るにいたった。奈良県内の大学では、これまでも数多くの差別事件が起こっており、その解決に向けて今後いっそうの研究と教育に対する充実整備への取り組みに努力しなければならない現状にある。それには、これまで大学の体制の中に、むしろ差別を温存助長してきた体質の側面をもっていたことを素直に認めなければならないであろう。

本来、大学が果たす教育や研究の社会的使命と役割には、部落差別の解消という国民的課題に応える義務があり、また、学生に同和教育を正しく位置づけ推進するという課題をもっている。そのためには、一人ひとりの大学教職員が部落差別の解決をみずからの問題ととらえ、これと取り組むことからはじめなければならない。さらには、障害者、民族、性、生活習俗などのあらゆる差別問題の解決に、それぞれの立場から研究と教育の実践にむけていく必要がある。ここでは、当然、各自の専門専攻分野の枠をこえ、社会の現実に目を向けた研究、教育への態度と努力が求められているのである。しかも大学は、学生に対して、人権尊重の精神と差別を許さない人格形成への教育を推進するため、人権問題の研究室や専門科目の設置など条件の整備充実を早急に図ることが迫られている。同時にそれは、差別と人権の学問研究を通して、大学における専門とはなにか、学問とは

なにか、大学とはなにか、と問われているのである。

さて、いまや日本は国際人権規約を批准した国となった。それはいかなる国家の国民に対しても、国籍や性別をこえ、一人の『人間』としてとらえ、その人権を保障するものである。したがって、部落差別をはじめ人間に対するさまざまな人権問題をとらえ、その解決に取り組むことは、まさに大学においても国際的課題なのである。

われわれ大学教職員は、研究と教育の推進にたずさわると同時に、また、一個の『人間』として差別解消に取り組む連帯の輪をひろげ、人権尊重の思想・文化・学問などの研究交流や共同研究の場をつくりあげねばならない。さらには、大学はその使命として人権問題研究の条件整備をはかり、国際的視野にたった学生的人格形成への教育に努めなければならない。いま、それは大学の果たすべき役割として緊急にせまられている課題である。

本日の結成総会において、われわれは決意を新たにし、これらの課題にむけて前進することを宣言する。

1986年12月22日

奈良県大学同和教育研究協議会結成総会

奈良県大学同和教育研究協議会の名称変更について

平成16年5月22日の第19回総会において、奈良県大学同和教育研究協議会の名称が、奈良県大学人権教育研究協議会と変更されることが決定しました。

今後、奈良県大学人権教育研究協議会として、部落問題をはじめすべての人権問題を重要な課題と認識し、これまでの同和教育の成果をふまえ、人権教育を研究し、推進していきます。

2004年5月22日

奈良県大学同和教育研究協議会第19回総会

奈良県大学人権教育研究協議会 会則

第1条（名称及び事務局）この会は、奈良県大学人権教育研究協議会といい、事務局を会長の指定する場所におく。

第2条（目的）この会は、部落問題をはじめすべての人権問題を重要な課題と認識し、これまでの同和教育の成果をふまえ、人権教育を研究し、推進することを目的とする。

第3条（構成）この会は、前条の目的に賛同し、人権教育を推進する大学で構成する。

第4条（事業）この会は、会の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 人権教育の内容・方法の研究成果ならびに実践の交流
2. 研究会、講習会の開催
3. 調査・研究ならびに資料の刊行
4. その他、目的達成に必要な事項

第5条（機関）この会に、次の機関をおく。

1. 総会
2. 幹事会
3. その他、必要に応じ機関をおくことができる。

1. 総会

総会はこの会の最高議決機関であり、加盟大学で構成し、年度毎に開き、次の事を行う。

- (1) 会務・決算の報告と承認
- (2) 活動方針・予算の審議と決定
- (3) 役員決定
- (4) 会則の決定及び改廃
- (5) 幹事会等に付託する事項
- (6) その他必要な事項

必要に応じて、幹事会の議を経て、臨時総会を招集することができる。

2. 幹事会

幹事会は、会長、副会長、事務局長、及び幹事で構成し、次のことを行う。

- (1) 総会が認めた事項の執行
- (2) 緊急を要する事項の執行（この場合、総会に報告しなければならない。）
- (3) その他必要事項

第6条（役員及びその任期）この会の運営にあたるため、次の役員をおき、任期を1ヶ年とする。但し、再任を妨げない。

会長 1名 副会長 1名 事務局長 1名 幹事 若干名

監査委員 2名

第7条（役員の任務）役員の任務は次のとおりとする。

会 長 この会を代表し、会務を統括する。

副 会 長 会長を補佐し、会長に事故あるときは、その任務を代行する。

事務局長 この会の業務を処理するとともに、この会の会計をつかさどる。

幹 事 この会の事業の執行にあたる。

監査委員 この会の会計監査を行う。

第8条（役員の選出）役員は、総会の承認を得て決定する。

1. 幹事及び監査委員は、総会で選出する。
2. 会長、副会長、事務局長は、幹事のなかから選出する。

第9条（会計）この会の経費は、会費・寄付金及びその他の収入をもってあてる。会計については別に定める。

第10条（会計年度）この会の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

第11条（会議）この会の会議は、会長が招集する。但し、幹事会の決議のある場合は招集しなければならない。

1. この会の総ての会議は、構成大学の過半数の出席で成立し、議事は出席者の過半数の賛成で決する。

第12条（加入）この会に加入しようとするものは、幹事会の承認を得なければならない。

第13条（会則改正）会則は、総会において出席者の3分の2以上の賛成により改正することができる。

付 則 1.（会則の施行）この会則は、1986年12月22日より実施する。

付 則 1.（会則の施行）この会則は、2004年5月22日より実施する。

奈良県大学人権教育研究協議会 加盟大学・短期大学一覧表
(順不同)

NO.	大 学 名
1	奈良教育大学
2	奈良女子大学
3	天理大学
4	奈良県立大学
5	奈良県立医科大学
6	帝塚山大学
7	奈良先端科学技術大学院大学
8	畿央大学
9	奈良学園大学
10	奈良大学
11	天理医療大学 ※
12	奈良芸術短期大学
13	白鳳短期大学
14	奈良佐保短期大学

※～2023年3月31日 天理医療大学
2023年4月1日～ 天理医療大学が天理大学と統合

編集後記

奈良県大学人権教育研究協議会は、1983年に全国大学同和教育研究協議会が結成されたのを承け、1986年に奈良県大学同和教育研究協議会が結成されたのが始まりです。当時、奈良県の大学で多くの差別事件が起こり、その解決のための研究と教育を充実・整備するためのものでありました。

その後、2004年に現在の名称に変更されましたが、部落差別とともに、障害のある人、民族、性、生活習俗などにかかわる多種多様な差別問題の解決を目指すために、さらなる研究と教育の実践が切実に求められていたからです。当協議会では14の大学・短大が構成校となり、大学、学生、大学教職員に密接なテーマを掲げ、毎年度数回の講演会を開催しています。

本年度の最初となる5月の記念講演会では、林良介先生（樹陽法律事務所 弁護士）に、「アカデミックハラスメントへの適切な対応」と題してご講演いただきました。

アカデミックハラスメントについて裁判事例をもとに相談体制や対応手順等についてわかりやすくお話し頂きました。アカデミックハラスメントを未然に防ぐには、「教育者としての心構え」を大切に、自分の言動を自分なりの解釈だけで済まさずに、人から見たとしてもそれが適切なものなのかという視点を、一歩立ち止まって考えていくことが必要だと感じました。

11月に行われた第二回の講演会では、竹内俊一先生（ネット懇・岡山高齢者障害者支援ネットワーク代表 弁護士）に、「岡山ネット懇の始まりと課題 ～多職種による地域連携ネットワーク」と題してご講演頂きました。

高齢者・障害者の自己決定権など人権擁護を継続的・総合的に支援ついで、地域における多職種連携や、岡山のモデルとなった弁護士や司法書士、他の法律職も「現場へ一緒に行く」仕組みを作られたときの難しさを具体的な例を挙げてわかりやすくお話し頂きました。医療だけでは成り立たない部分を、本人の自己決定権という人権をどのように大事にしていくか多職種連携によるネットワークの大切さを感じました。

2月に行われた第三回の講演会では、渡邊洋次郎先生に、「下手くそやけどなんとか生きてるねん。－薬物・アルコール依存症からのリカバリー」と題してご講演頂きました。

渡邊先生ご自身の幼少期の経験や、なぜ非行や犯罪に至ったのかその背景を丁寧にお話し頂きました。自傷行為や非行が問題行動として個人の責任だけにするのではなく、その人の過去から何を必要としているかを考えて支援すること等、学生相談を受けた際の支援

方法にも繋がると感じました。

ご講演いただいた内容は、いずれも大人として学ぶことが必要な人権に関する諸問題であり、これらの学びを教職員や学生と共有し、今後の大学運営や教育・研究において活かしていただきたいと存じます。最後になりましたが、この場をお借りして、ご協力・ご支援いただいた皆様に厚くお礼申し上げます。

2022年度会長校 天理大学

発 行 奈良県大学人権教育研究協議会

発行年月 2023年8月

事務局 天理大学

〒632-8510 奈良県天理市杣之内町1050

TEL 0743-63-9001

印 刷 株式会社 明新社

〒630-8141 奈良市南京終町3丁目464番地

TEL 0742-63-0661